

A watercolor illustration of a bright yellow sun with rays in the top right corner. A large, multi-colored rainbow arches across the middle of the page. Soft, white and light blue clouds are scattered around the rainbow. Several colorful raindrops of various sizes and colors (orange, pink, green, blue, purple) are scattered throughout the scene. The background is a light, textured blue.

第2次葛城市
男女共同参画基本計画

2019年
葛城市

性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち・かつらぎ



本市では、平成21年3月に「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての計画である「葛城市男女共同参画基本計画」を策定し、3つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現をめざし施策を推進してまいりました。

このたび、第1次計画策定から10年が経過するにあたり「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施いたしました。

その結果、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、また、配偶者等からの暴力をはじめとする人権侵害など、男女共同参画の実現に向けての課題が明らかになりました。

こうした課題に対応していくために、今後10年間の取組に向けて、「第2次葛城市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

なお、「第2次葛城市男女共同参画基本計画」においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定された「市町村推進計画」としても位置づけ、男女共同参画の推進はもとより、女性の活躍に向けた施策も推進してまいります。

今後、この計画に基づき、「男だから、女だから」という考えにしばられず、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、誰もが輝いて、いきいきと暮らすことのできる社会の実現に向け、行政はもちろんのこと、市民、地域団体、事業者等の方々とともに協働してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、真摯に審議を重ねていただきました葛城市男女共同参画基本計画策定協議会委員の方々をはじめ、意識調査などを通じて、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆さまに心より厚くお礼を申し上げます。

2019年3月

葛城市長 阿古和彦

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 男女共同参画社会とは.....	3
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 計画のめざす姿.....	5
5. 計画の目標.....	5
6. 計画の期間.....	6
第2章 男女共同参画にかかる現状と課題.....	7
1. 前期計画の取組と課題.....	8
2. 男女共同参画にかかわる社会状況.....	9
第3章 施策の目標と方向.....	15
計画の体系.....	16
目標Ⅰ あらゆる分野における男女の活躍.....	17
目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現.....	26
目標Ⅲ 暮らしの中での男女平等の浸透.....	35
計画の推進.....	43
資 料.....	45
1. 計画策定の経過.....	46
2. 葛城市男女共同参画基本計画策定協議会設置要綱.....	47
3. 第2次葛城市男女共同参画基本計画策定協議会委員 所属団体.....	48
4. 男女共同参画社会基本法.....	49
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	55
6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	66
7. 世界・国・奈良県・葛城市の動き.....	74

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

平成 11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」は、国政の重要な分野について、国の政策に関する基本方針を明らかにすることを主な内容とする「基本法」として制定されました。このことは、男女共同参画社会の実現は、我が国における最重要課題のひとつに位置づけられていることを示します。

近年の大きな動きとしては、平成 25（2013）年に閣議決定された「日本再興戦略」において、「『女性の力』は、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である」と表現され、「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念されるなかで、新たな成長分野を支えていく人材を確保していくためにも不可欠と明示されました。

また、平成 27（2015）年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）では、職業生活において活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、一定規模以上の民間企業等）に義務づけられました。

「男女共同参画社会基本法」に基づく国の男女共同参画基本計画は、平成 27（2015）年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、①あらゆる分野における女性の活躍、②安全・安心な暮らしの実現、③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、④推進体制の整備・強化の 4 つの柱で構成されています。

奈良県では、「男女共同参画社会基本法」、「奈良県男女共同参画推進条例」及び「女性活躍推進法」に基づき、平成 28（2016）年に「奈良県の女性が輝き活躍するために男女ともにライフステージの各段階で多様な選択肢の中から自らの道を選択できる社会を実現」を基本理念とする、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第 3 次奈良県男女共同参画計画）」を策定しています。

本市においては、こうした状況を踏まえ、平成 21（2009）年に策定した「葛城市男女共同参画基本計画」の計画期間が終了することから、「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施し、一人ひとりの個性と能力を發揮しながら、男女がともにあらゆる分野に参画し、多様性を尊重し合う社会（＝男女共同参画社会）の実現をより一層積極的に進めるために、今後取り組むべき施策を体系的に示した「第 2 次葛城市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2. 男女共同参画社会とは

平成 11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第 2 条）と定義しています。

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず誰もが、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望むかたちで展開でき、男女がともに夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。

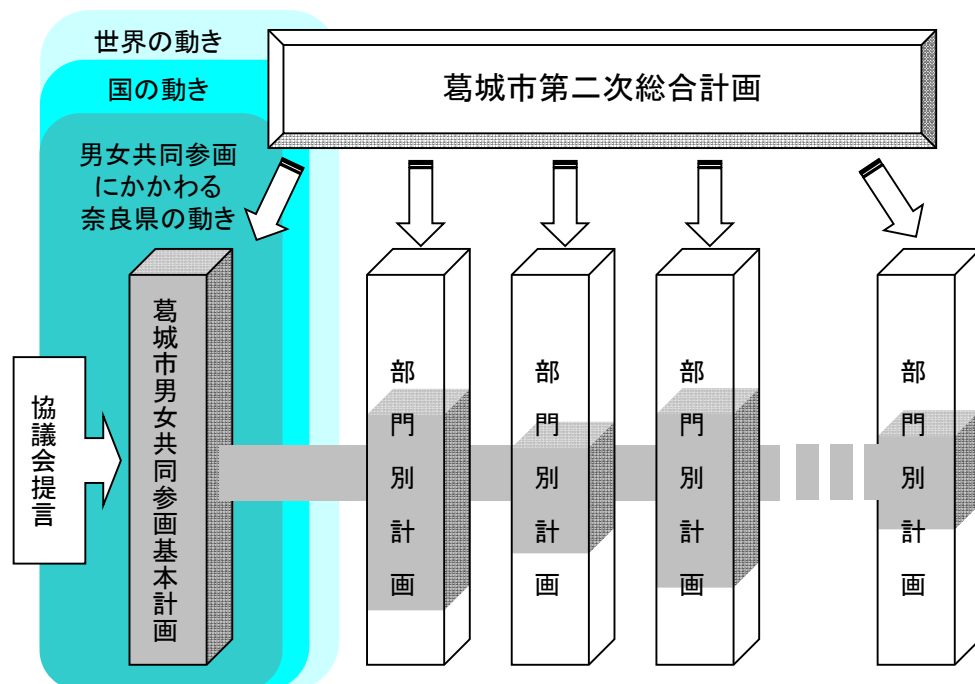
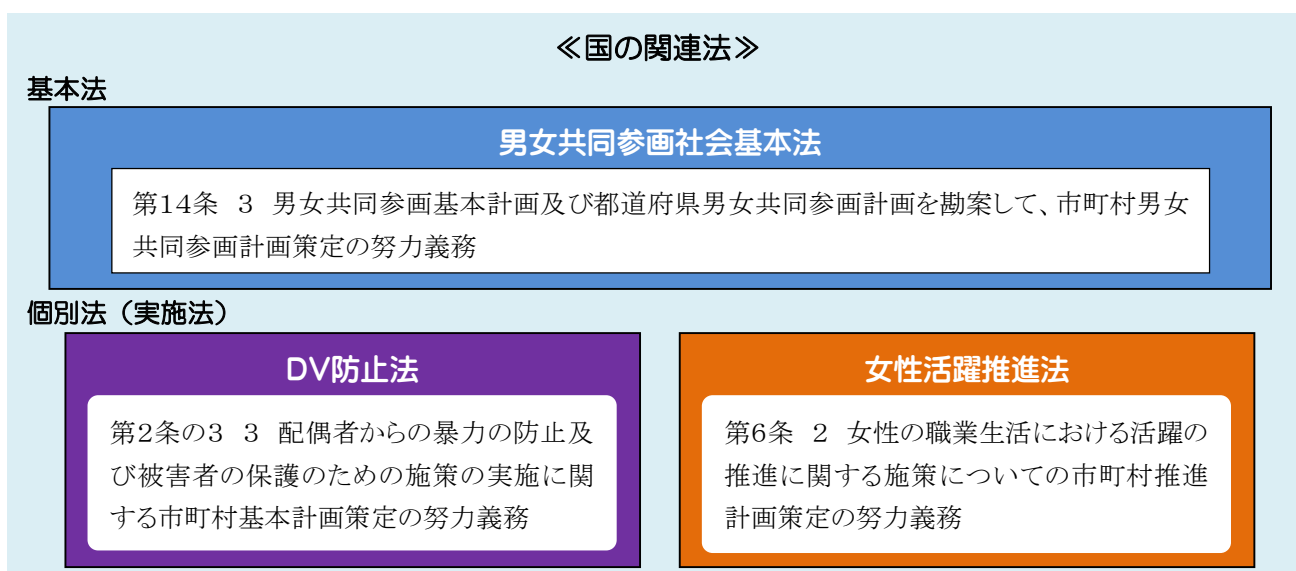
男女共同参画社会のイメージ図



内閣府男女共同参画局ホームページより

3. 計画の位置づけ

- この計画は、国の男女共同参画社会基本法に基づいて、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）ならびに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に規定される「葛城市DV防止基本計画」「葛城市女性活躍推進計画」を内包しています。
- この計画は、「葛城市第二次総合計画」を推進するための分野別計画で、人権、子育て、保健、福祉などに関する計画と連携し、それらを男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。
- この計画は、市の施策を明らかにし、市民と事業者と市が一体となって行動するための共有の指針となるものです。



4. 計画のめざす姿

性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち・かつらぎ

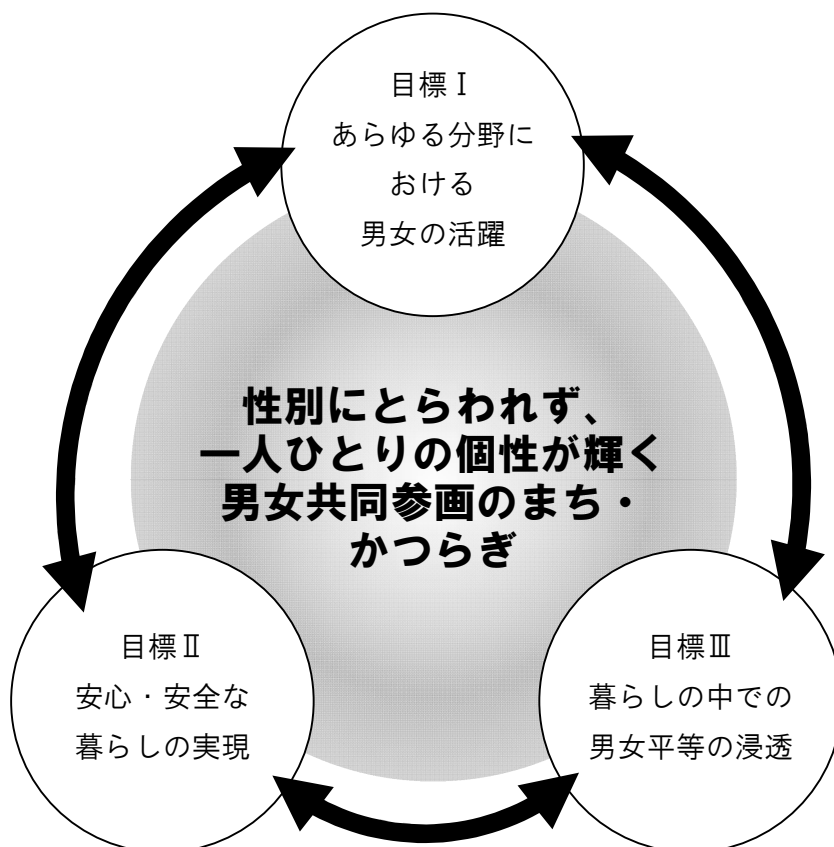
国の男女共同参画社会基本法では、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の創造を理念に掲げています。

本計画は、この理念を継承し、

「性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち・かつらぎ」を「計画のめざす姿」に位置づけ、「女だから、男だから」という考え方にしばられず、それぞれの個性を活かしつつ、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、誰もが輝いて、いきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざします。

5. 計画の目標

『性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち・かつらぎ』を実現するために次の3つの目標を定めます。



6. 計画の期間

本計画は、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とし、優先的に取り組む重点施策を設定し、目標の達成に向けて積極的に取り組みます。また、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 男女共同参画にかかる現状と課題

1. 前期計画の取組と課題

(1) 計画推進のための指標の達成状況

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合は、前期計画策定時に比べて男女とも大幅に増加し、女性では目標値を超えました。一方で、男女の地位の平等感は、ほとんど変わっておらず、男性ではむしろ低下する結果となりました。

意識の変化に対して、社会において女性が不利な状況におかれている現実が変わっていないことを示しています。

審議会等委員、管理職への女性登用は一定進んでいますが、目標には及んでいません。男性職員の育児休業取得者は、これまで0人です。職員研修の開催回数は、増加できていません。

指標項目	策定時点 (平成 20 年度)	上段：目標値 下段：実績値		
		平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民意識の割合	女性 39.8% 男性 30.8% 平成 19 年意識調査			50%を超える数 女性 <u>50.9%</u> 男性 <u>42.1%</u>
男女の地位の平等感 「『社会全体』で平等である」と答える人の割合	女性 7.2% 男性 20.0% 平成 19 年意識調査			50%を超える数 女性 <u>8.9%</u> 男性 <u>18.6%</u>
審議会等への女性登用率	14.4%	20% <u>17.1%</u>	25% <u>17.7%</u>	40% <u>22.7%</u>
市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	6.2%	10% <u>5.7%</u>	25% <u>11.5%</u>	30% <u>11.1%</u>
市男性職員の育児休業取得者数の割合	0%	10% <u>0.0%</u>	10% <u>0.0%</u>	10% <u>0.0%</u>
市職員研修の開催回数	年間 1 回	年間 2 回 <u>年間 1 回</u>	年間 3 回 <u>年間 1 回</u>	年間 4 回 <u>年間 1 回</u>

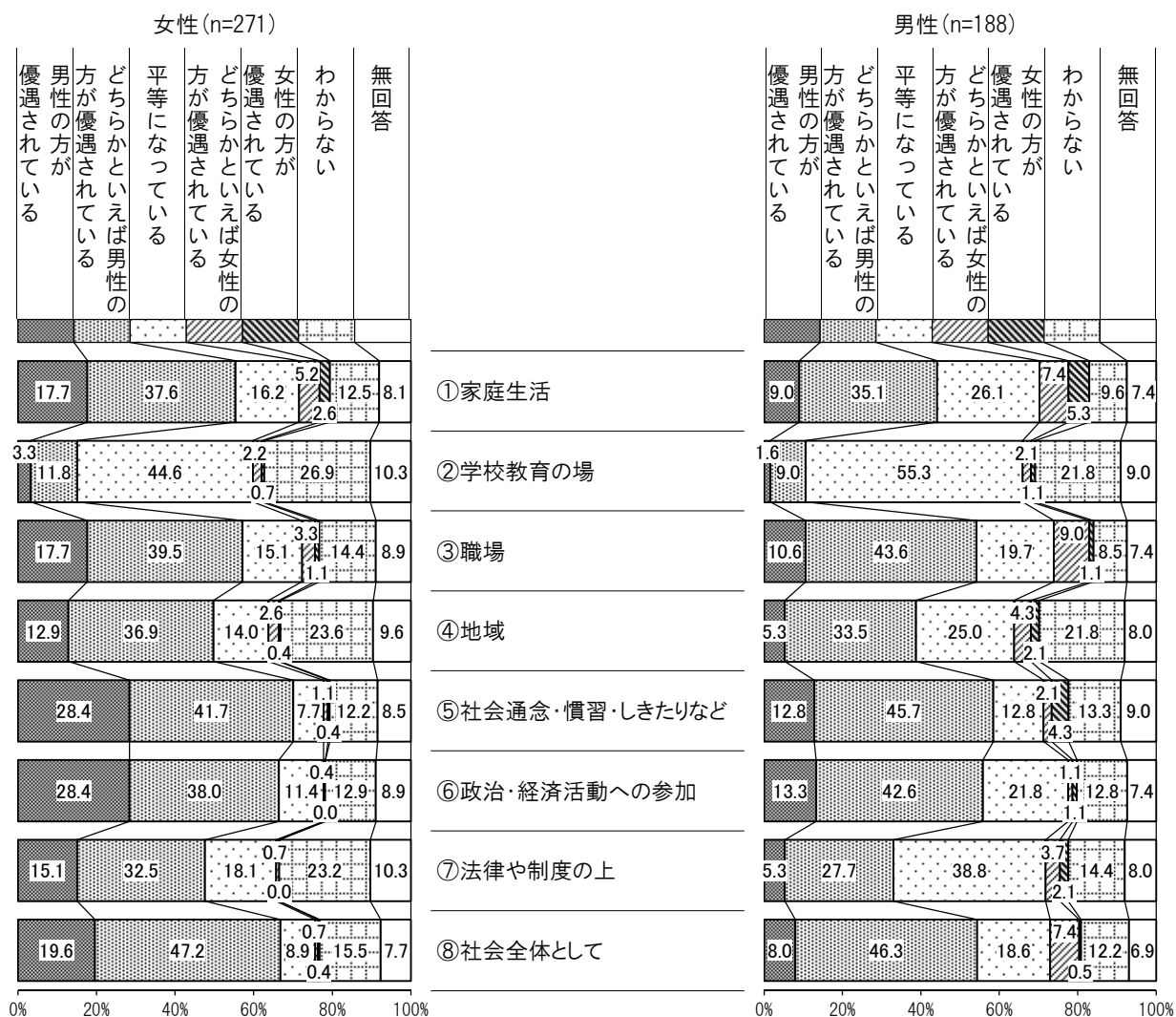
2. 男女共同参画にかかわる社会状況

(1) 男女の地位の平等感

平成30(2018)年に実施した「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(以下、「市民意識調査」という)では、8つの分野において男女平等であるかどうかをたずねています。その結果をみると、「平等である」の割合が高いのは、「学校教育の場」のみで、他の分野では、「男性の方が優遇されている」とする割合が高く、総合的に社会全体としてみても、男女ともに「男性の方が優遇されている」と感じる人が多い現状です。10年前に実施した調査結果と比べて、大きな変化がありません。

今なお、社会の様々な場面で女性が不利な状況におかれている実態を改善していく必要があります。

図 性別 各分野の男女の地位の平等感

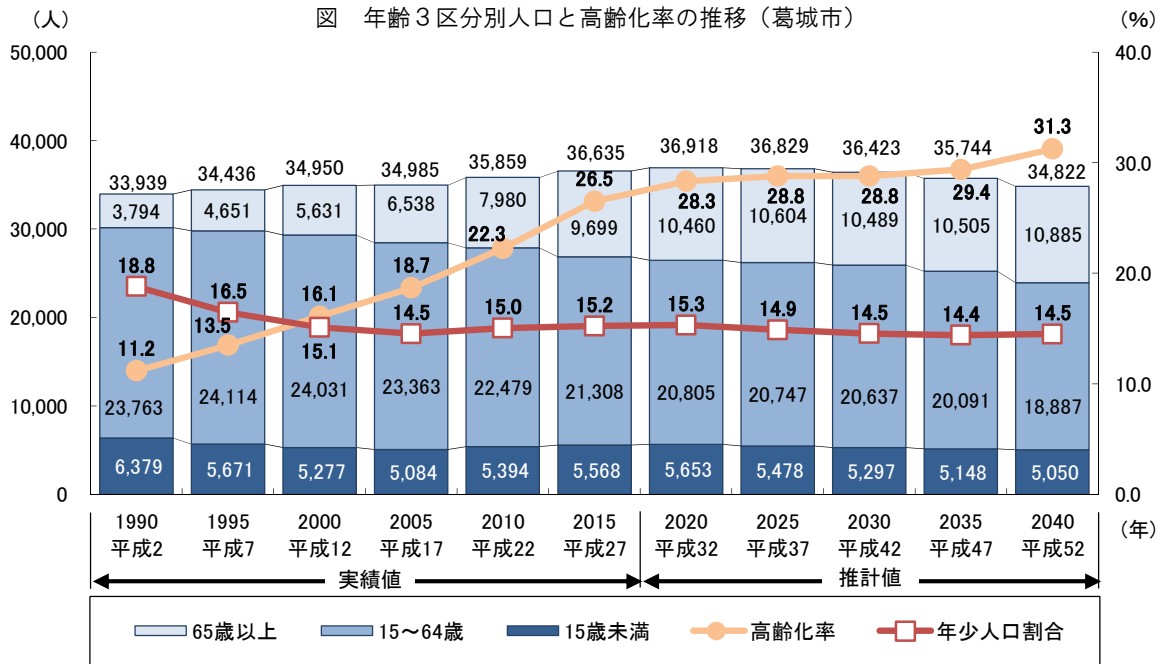


資料:平成30年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」

(2) 少子高齢化の進行と世帯構成の変化

我が国は、すでに本格的な「人口減少時代」に入っています。本市は、現時点では人口増加が続いていますが、近い将来、減少に転じる見込みです。一方、高齢化率は年々上昇しており、地域の活力を維持する取組が必要とされています。

世帯構成では、「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」「ひとり親世帯」の割合が増加しており、1世帯当たりの世帯人数は減少傾向にあります。

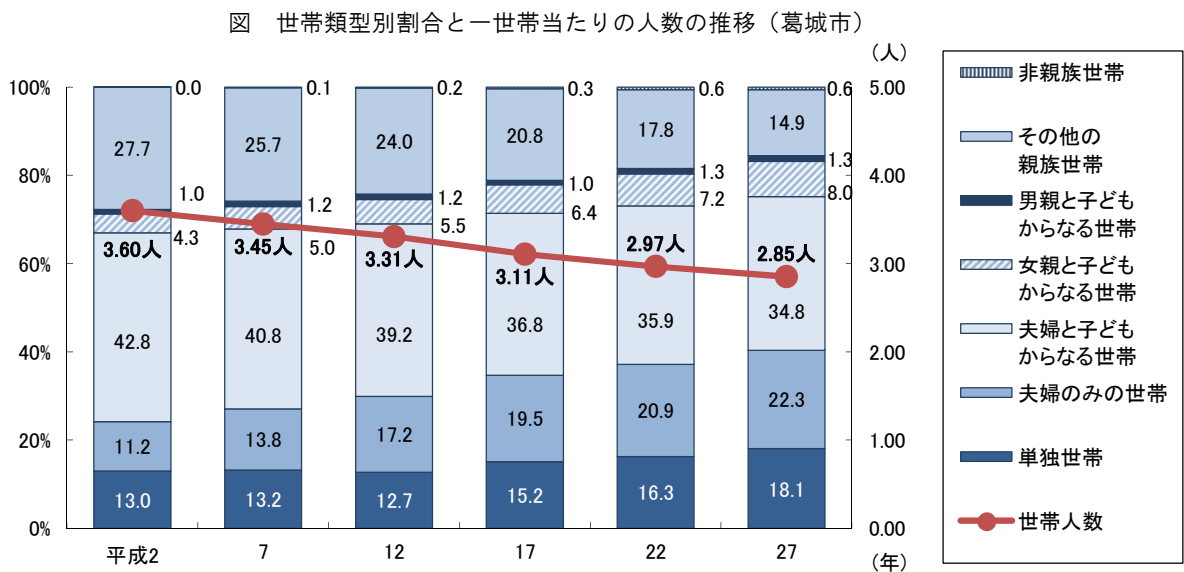


注1)実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。

注2)高齢化率は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。

資料：総務省「国勢調査」(平成2年～27年)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(平成32年～52年)



注1)世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している。

注2)一世帯当たりの人数は、一般世帯人員を一般世帯数で除した数。

資料：総務省「国勢調査」

(3) 女性の就労状況

男性の労働力人口、労働力率は低下傾向にあります。女性の労働力人口、労働力率は上昇が続いています。

女性の労働力率は、子育て期にあたる30歳代で低下するM字カーブ*を描いており、出産により一旦離職する女性が多いことを示していますが、年々M字の底は上昇しています。本市は、全国よりもM字の底が深く、すべての年齢層で全国平均を下回っています。

図 性別労働力人口・労働力率の推移（葛城市）

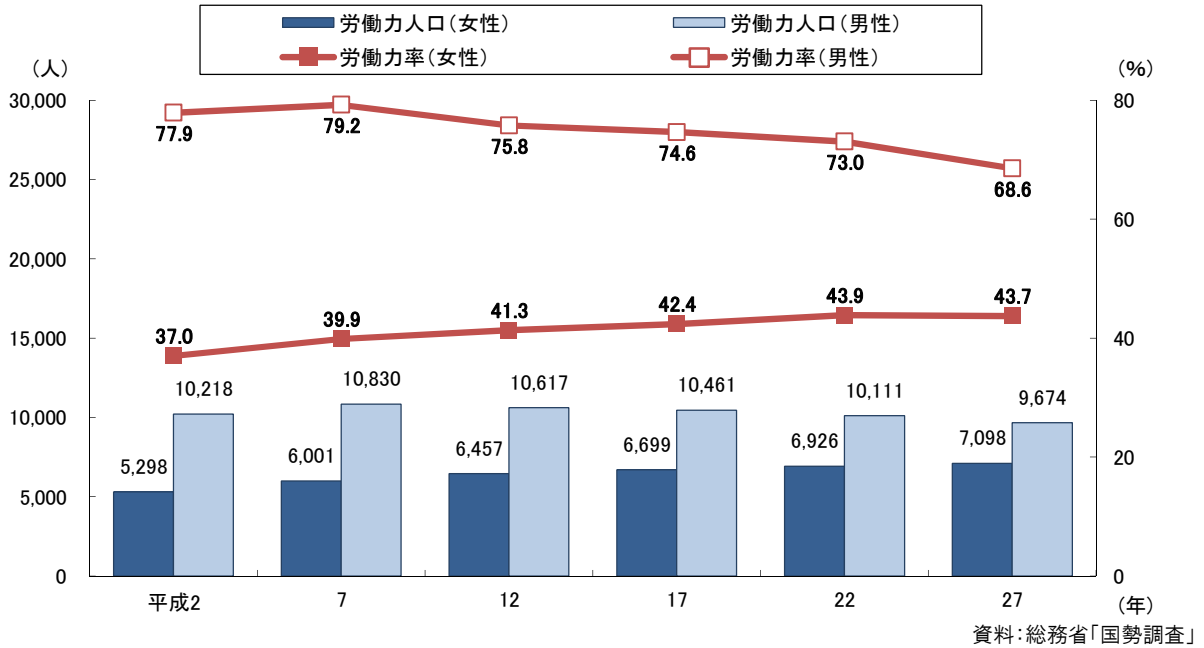
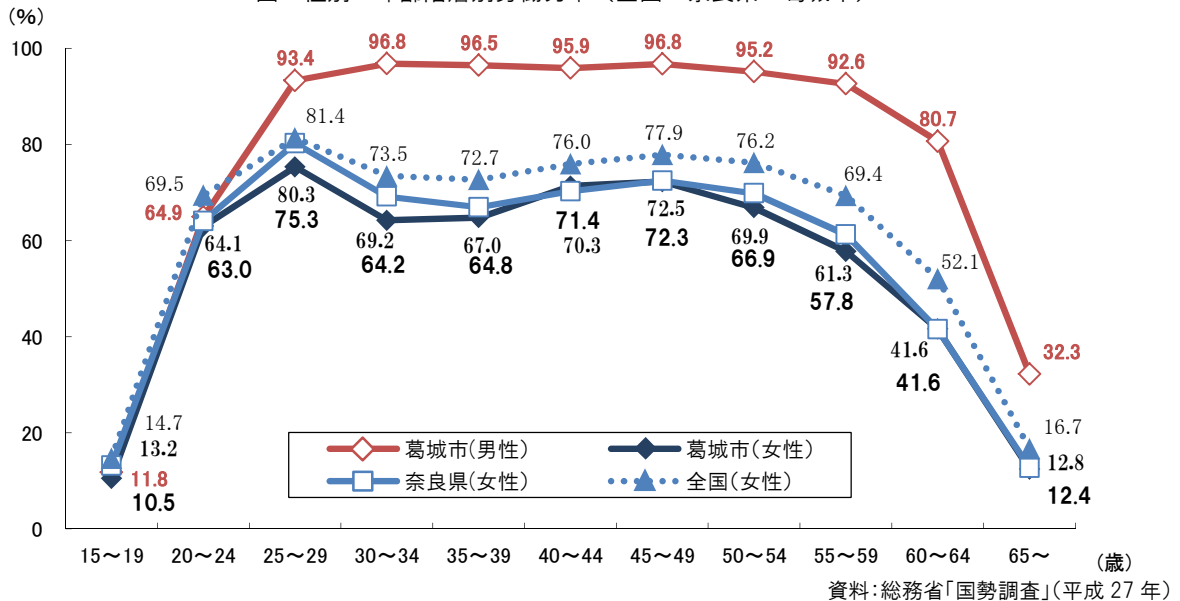


図 性別・年齢階層別労働力率（全国・奈良県・葛城市）



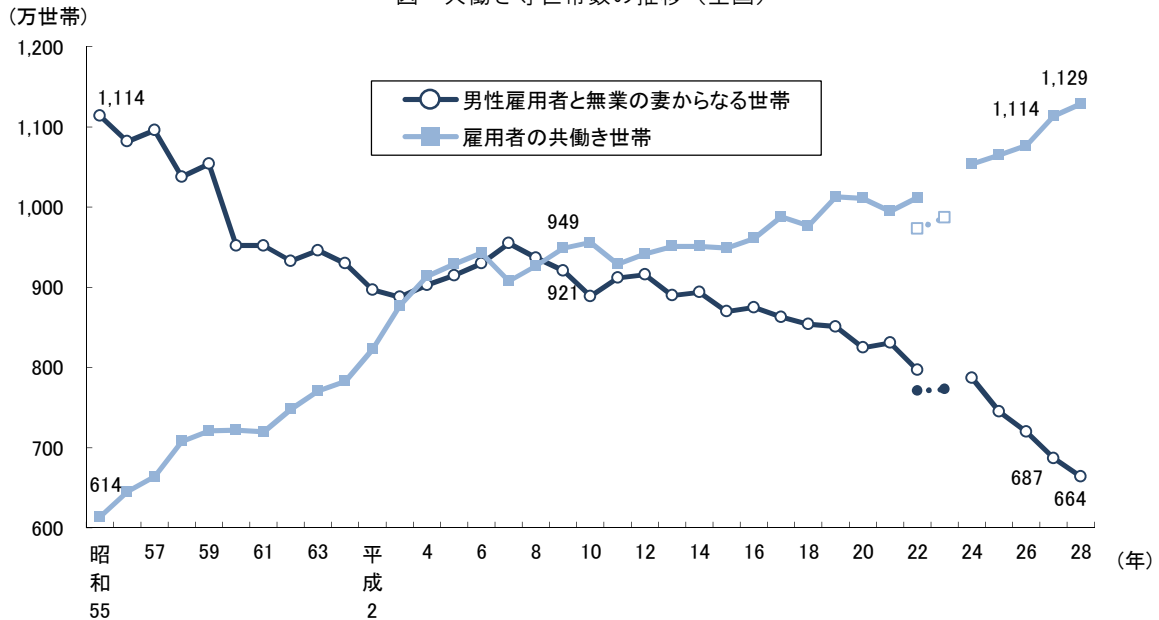
※M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

共働き世帯は年々増加しており、平成9（1997）年以降、共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回り、その差は年々大きくなっています。

育児休業を取得して就業継続した女性の割合は、この10年間でも2倍近くになっており、出産後も就業継続する女性が増加しています。

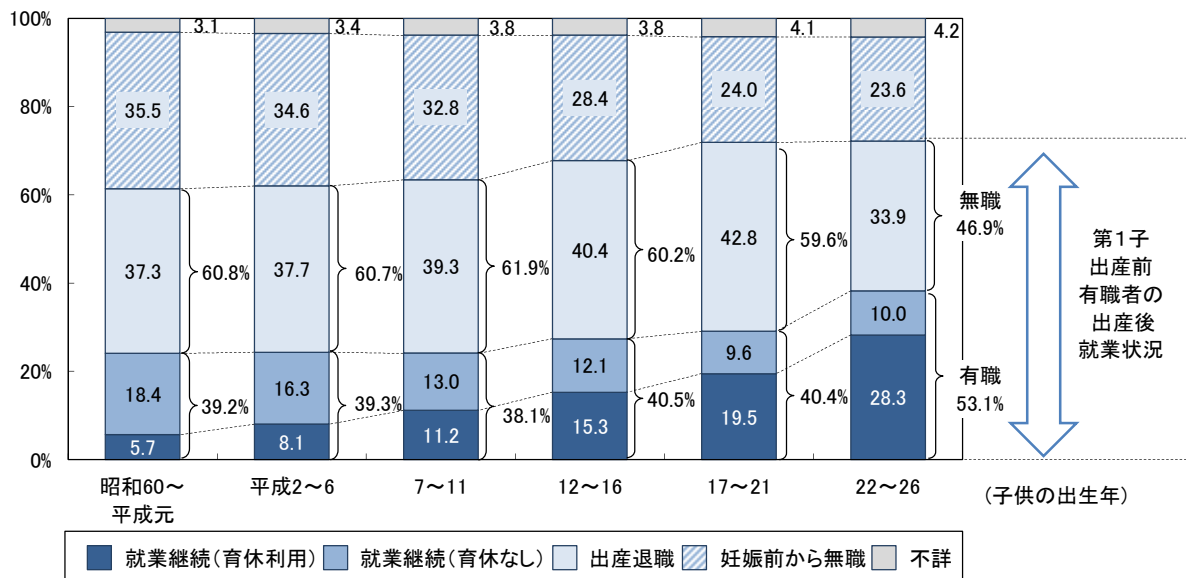
図 共働き等世帯数の推移（全国）



注)平成22年及び23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料:内閣府「男女共同参画白書」平成29年版

図 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



注1)国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。

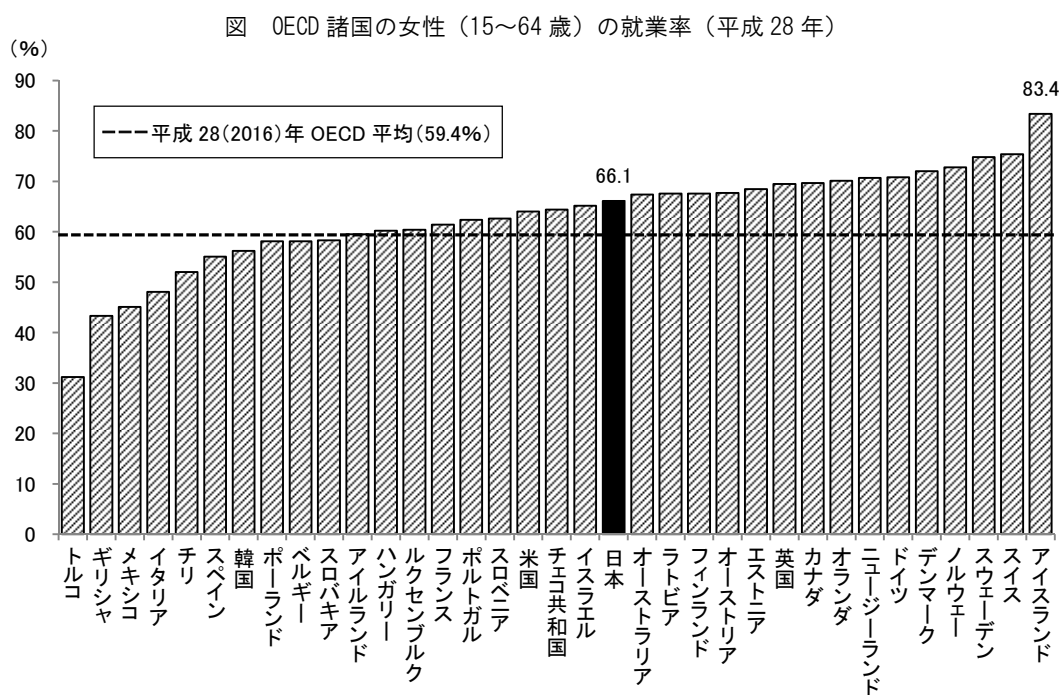
2)第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

3)出産前後の就業経歴。

就業継続(育休利用)ー妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
 就業継続(育休なし)ー妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業
 出産退職ー妊娠判明時就業～子供1歳時無職
 妊娠前から無職ー妊娠判明時無職～子供1歳時無職

資料:内閣府「男女共同参画白書」平成29年版

我が国の生産年齢人口（15～64歳）の就業率を他のOECD諸国と比較すると、女性は66.1%で35か国中16位です。男性は82.5%でアイスランド、スイスに次いで3位となっており、男女の就業率に大きな開きがあります。



注1)OECD“Employment Outlook 2017”より作成。

2)就業率は、「15～64歳就業者数」/「15～64歳人口」×100。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成30年版

(4) 女性の社会参画

男女共同参画に関する国際的な指標をみると、日本は、男女間の格差を示す**ジェンダー***・**ギャップ指数(GGI)**[※]において低位に位置しています。健康分野や教育における男女格差はほとんどないものの、政治と経済分野の男女格差が大きいことが背景にあります。

2018年の日本の順位は149か国中110位（前年は144か国中114位）でした。各分野における日本のスコアと順位は、経済分野：0.595（117位）、教育分野：0.994（65位）、健康分野：0.979（41位）、政治分野：0.081（125位）となっています。

表 男女共同参画に関する国際的な指数（ジェンダー・ギャップ指数）

順位	国名	GGI 値	順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.858	12	フランス	0.779
2	ノルウェー	0.835	14	ドイツ	0.776
3	スウェーデン	0.822	15	英国	0.774
4	フィンランド	0.821	16	カナダ	0.771
5	ニカラグア	0.809	51	アメリカ	0.720
6	ルワンダ	0.804	70	イタリア	0.706
7	ニュージーランド	0.801	75	ロシア	0.701
8	フィリピン	0.799	103	中国	0.673
9	アイルランド	0.796	110	日本	0.662
10	ナミビア	0.789	115	韓国	0.657

資料：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」

※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

各国の男女格差(ジェンダー・ギャップ)を測る指数。経済、教育、保健、政治の4分野における男女格差を数値化して算出する。指数は0から1の数値で表され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

第3章 施策の目標と方向

計画の体系

	目標	基本課題	基本施策	
第2次葛城市男女共同参画基本計画	目標Ⅰ あらゆる分野における男女の活躍	1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1. 審議会等における女性の参画推進	女性活躍推進計画
			2. 女性職員・教員の管理職登用推進	
			3. 企業・地域団体の役職における女性登用の促進	
		2) 働く場での男女共同参画の促進	4. 仕事における女性の活躍推進	
			5. 女性の就労支援	
		3) 仕事と生活の調和の促進	6. 行政・企業における両立支援の推進	
			7. 男性の家事・育児・介護への参画促進	
	目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現	4) あらゆる暴力の根絶	8. 暴力を許さない意識づくり	DV防止基本計画
			9. 女性に対する暴力の防止と被害者支援の充実	
		5) 困難な状況におかれた人への支援	10. 性的少数者への理解と支援の充実	
			11. 高齢者、障がい者、ひとり親、外国人等への支援の充実	
		6) 生涯にわたる健康への支援	12. 生涯を通じた心身の健康保持・増進	
			13. 健康に関する自己決定の支援	
	目標Ⅲ 暮らしの中での男女平等の浸透	7) 男女平等意識の浸透	14. 男女平等意識を高めるための広報・啓発	
			15. 男女共同参画の視点に立った施策立案・実施の推進	
			16. 男女平等意識に基づく情報学習と情報発信の推進	
		8) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	17. 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	
			18. 男女共同参画に関する学習機会の充実	
		9) 男女共同参画の視点で行う家庭・地域づくり	19. 男女で支え合う家庭づくりの促進	
			20. 男女で取り組む地域活動の促進	

目標 I あらゆる分野における男女の活躍

社会の様々な分野で女性が活躍する場面が増えていますが、国際的にみて日本は他の先進諸国に比べると、女性の能力活用が十分とはいえません。

特に政治の分野や行政機関、民間企業における意思決定の立場にある女性の割合が低くなっています。

地域社会をみても、女性は様々な活動を担っていますが、会長職などの役職者は男性中心です。

就労の場では、法律面での整備は進みましたが、女性は男性に比べて能力を高める機会を与えられることが少ない傾向がありました。また、女性自身に責任の重い役職に就きたくないという意識もみられます。その背景には、女性の方が家庭における家事や育児、介護などの負担が大きいという現実も影響しています。

国では、平成 27（2015）年以降、毎年「女性活躍加速のための重点方針」を決定し、女性の活躍を加速するための取組を進めています。また、職業分野や政治分野での**積極的改善措置(ポジティブ・アクション)***を促すことを目的とした「女性活躍推進法」「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（候補者男女均等法）など、個別分野での取組を規定する法律も制定されています。

近年、民間企業においても、**ダイバーシティ(多様性)***が企業成長のカギであるという考え方が広まって、女性や外国人、高齢者、障がい者など多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む企業も増えています。

少子高齢化が進展するなかで、持続的に活力のある社会を築くためには、性別にとらわれずに誰もが自分の能力を発揮できる社会環境をつくり、ともに責任を分かち合うことが必要とされています。あらゆる分野に男女が対等に参画することは、相互理解と男女平等意識を培うことにもつながります。

様々な方針決定の場や社会的な活動の場、就労の場など、これまで女性の参画が不十分であった分野の女性活躍を推進し、社会のあらゆる分野で男女が活躍できる社会をめざします。

※積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

※ダイバーシティ(多様性)

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

基本課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

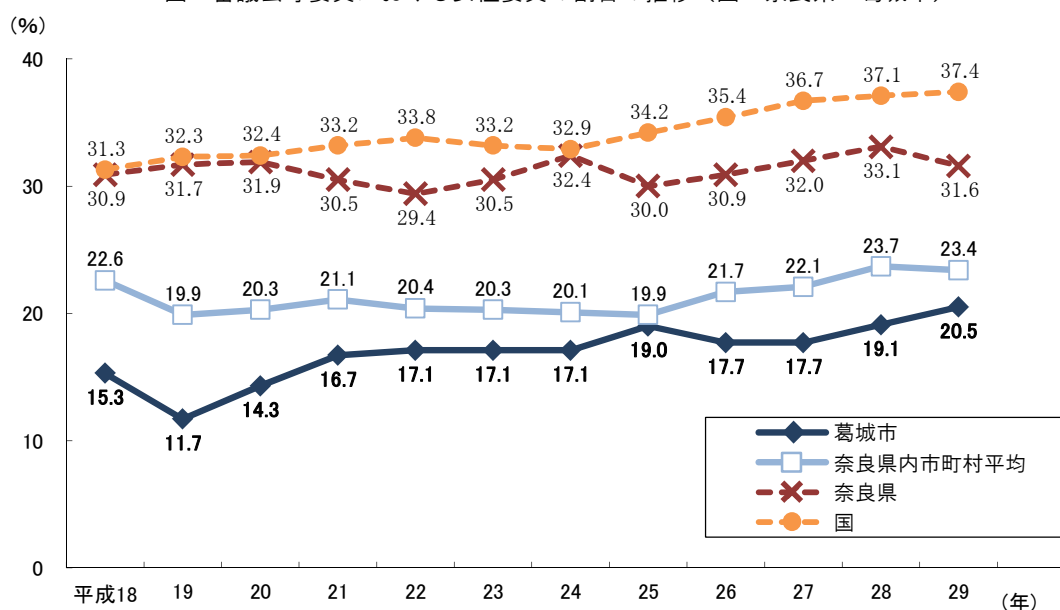
審議会等の女性委員割合をみると、本市では、ゆるやかな上昇傾向にありますが、奈良県内市町村平均や奈良県、国の割合を下回っています。女性委員候補者の推薦の拡充や市民公募の拡大等の対策を検討する必要があります。

また、本市の女性管理職（課長級以上）の割合は、平成 21（2009）年度の 3.9%が、平成 29（2017）年度には 14.3%と 10.4 ポイント上昇しましたが、奈良県内市町村平均より低い状況です。ただし、平成 30（2018）年度の課長補佐級の女性割合は 41.3%で、職員全体の女性割合 40.9%を上回っており、女性管理職登用に向けた底上げが図られています。

地域活動の分野では、区長会、農業委員会、寿連合会などでは女性の参画がわずかです。一方、子ども会・育成会では、女性がほとんどを占めているなど偏りが生じています。

人口の半数を占める女性の声を十分に反映し、男女が対等に活躍できる社会をつくるために、女性のエンパワーメント*を支援するとともに、政策・方針決定過程や意思決定の場へ女性の参画を拡大する取組を進めます。また、地域の団体では、男性優位の意識が根強いのが実態ですが、リーダーとして力を発揮する女性の育成に努め、活躍の機会や分野を広げることを支援します。

図 審議会等委員における女性委員の割合の推移（国・奈良県・葛城市）

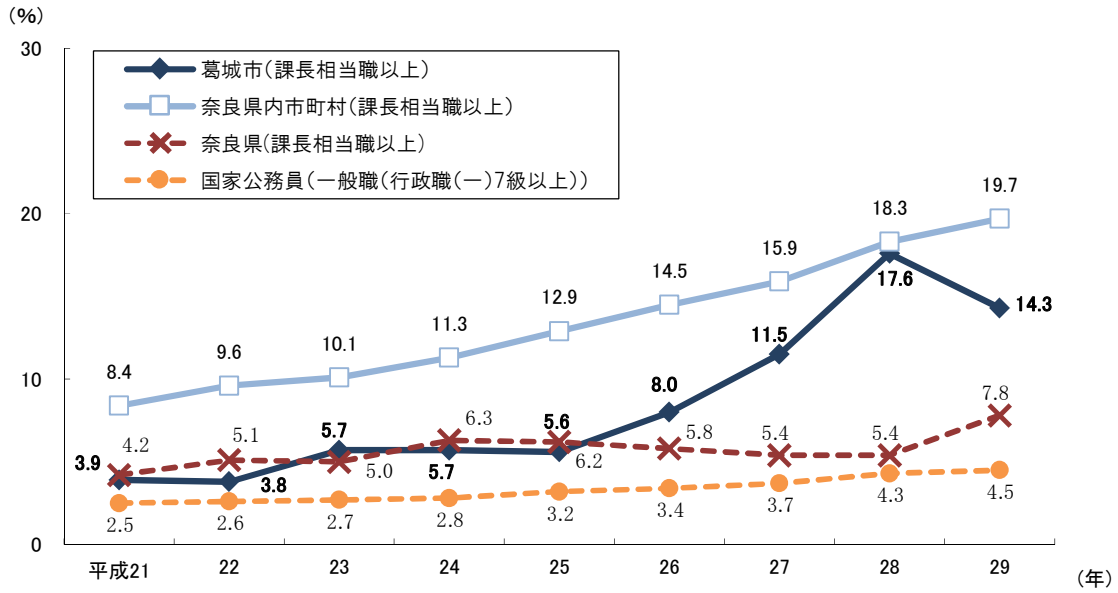


資料：葛城市は、葛城市男女共同参画係調べ
 奈良県内市町村・奈良県は、奈良県「奈良県の男女共同参画」
 国は、内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

※エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

図 行政機関職員における女性管理職割合の推移（国・奈良県・葛城市）



資料：葛城市・奈良県内市町村・奈良県は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

表 地域活動役員への女性の参画率（葛城市）

(人、%)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
区長会の合計数	44	44	44	44	44
うち女性が代表者	1	1	0	0	0
女性が占める割合	2.3	2.3	0	0	0
農業委員会の委員数	26	26	26	26	23
うち女性	0	0	0	0	1
女性が占める割合	0	0	0	0	4.3
小学校の PTA	5	5	5	5	5
うち女性が代表者	2	2	3	5	2
女性が占める割合	40	40	60	100	40
中学校の PTA	2	2	2	2	2
うち女性が代表者	1	2	2	1	2
女性が占める割合	50	100	100	50	100
子ども会・育成会	27	25	24	23	23
うち女性が代表者	23	21	20	21	20
女性が占める割合	85.2	84.0	83.3	91.3	87.0
寿連合会の支部数	65	65	65	64	64
うち女性が代表者	1	2	4	5	5
女性が占める割合	1.5	3.1	6.2	7.8	7.8

資料：葛城市男女共同参画係調べ

基本施策1 審議会等における女性の参画推進

事業番号	具体的施策	担当課
1	<p>審議会・委員会等委員への女性の積極的な登用</p> <p>委員選出団体への女性候補者の推薦依頼や市民公募制など、充て職（職指定制）以外の選出方法の拡大に努めます。</p> <p>男女どちらかがゼロの審議会・委員会の解消を進めます。</p> <p>各分野の専門家や市民活動団体など、女性委員候補者の情報を庁内で共有できる仕組みを検討します。</p>	全課
2	<p>市政への女性の意見の反映</p> <p>市政フォーラムや市民対話集会の開催により、市民との対話の機会を拡大します。</p> <p>各種計画策定時には、パブリックコメントの実施、個人単位で参加できる意見交換会、ワークショップなどを開催して、市民意見の把握・反映に努めます。</p>	企画政策課 関係各課

基本施策2 女性職員・教員の管理職登用推進

事業番号	具体的施策	担当課
3	<p>職員における管理職への女性の積極的な登用</p> <p>「葛城市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、働きやすい職場環境の整備を進めます。</p>	人事課 全課
4	<p>教員における管理職への女性の積極的な登用</p> <p>女性教員に対して、学校の運営・管理に携わることの重要性についての動機付け、意識啓発などを行い、女性教員の管理職選考試験の受験を奨励し、積極的に推薦を行います。</p>	学校教育課
5	<p>葛城市人材育成基本方針の浸透</p> <p>職員の資質向上と庁内組織の活性化に向けた取組を推進します。</p>	人事課

基本施策3 企業・地域団体の役職における女性登用の促進

事業番号	具体的施策	担当課
6	<p>女性を積極的に登用する意識の醸成</p> <p>事業所や地域活動団体、各種団体に対して、女性の能力活用と積極的登用に向けての啓発を行います。</p>	商工観光課 企画政策課
7	<p>女性リーダーの育成</p> <p>各分野で活躍する女性を発掘し、情報発信と女性のネットワークづくりを促進します。</p> <p>女性がリーダーとして力を発揮できるよう各種能力向上の機会を提供します。</p>	企画政策課 生活安全課 農林課 商工観光課 体育振興課

基本課題２ 働く場での男女共同参画の促進

男性の労働力人口、労働力率が低下傾向にあるのに対して、女性の労働力人口、労働力率は上昇が続いています。育児休業を利用して就業を継続する女性も増えています。

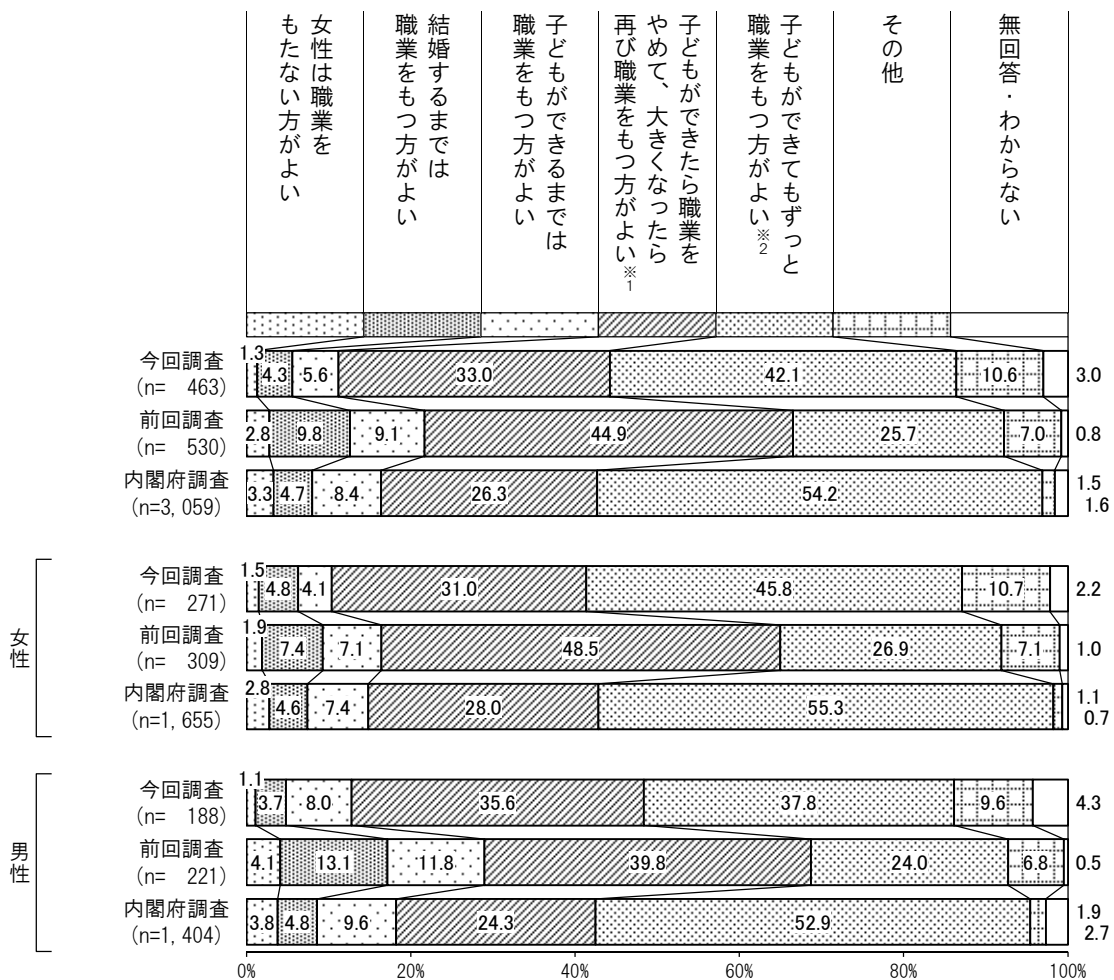
「市民意識調査」の結果をみると、女性が職業をもつことに対する意識では、「子どもができてずっと職業をもつ方がよい」と回答した人の割合が、前回調査と比べて男女とも大幅に高くなっています。

一方で、男女の所定内給与額の格差や雇用形態による給与額の差は、長期的にみると縮小傾向にあるものの、女性は男性の75%程度にとどまっています。女性が職業をもつことが一般化するなかで、女性労働者を対等な仕事上のパートナーとして扱い、性別にかかわらず平等に処遇することがさらに広く当たり前のことになる必要があります。

また近年は、妊娠・出産・育児等を理由として不利益取扱いや嫌がらせを受けるなど、職場における様々なハラスメント*の存在が社会問題となっています。働く権利の侵害ともいえるハラスメントが起こらない職場環境の実現が必要です。

就労の場における男女の不平等を是正し、男女がともに能力を発揮し、生きがいをもって働き続けられる環境づくりに努めます。

図 性別 女性が職業をもつことに対する意識（前回調査・内閣府調査との比較）



※1 前回調査では「子どもができたら退職し、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」

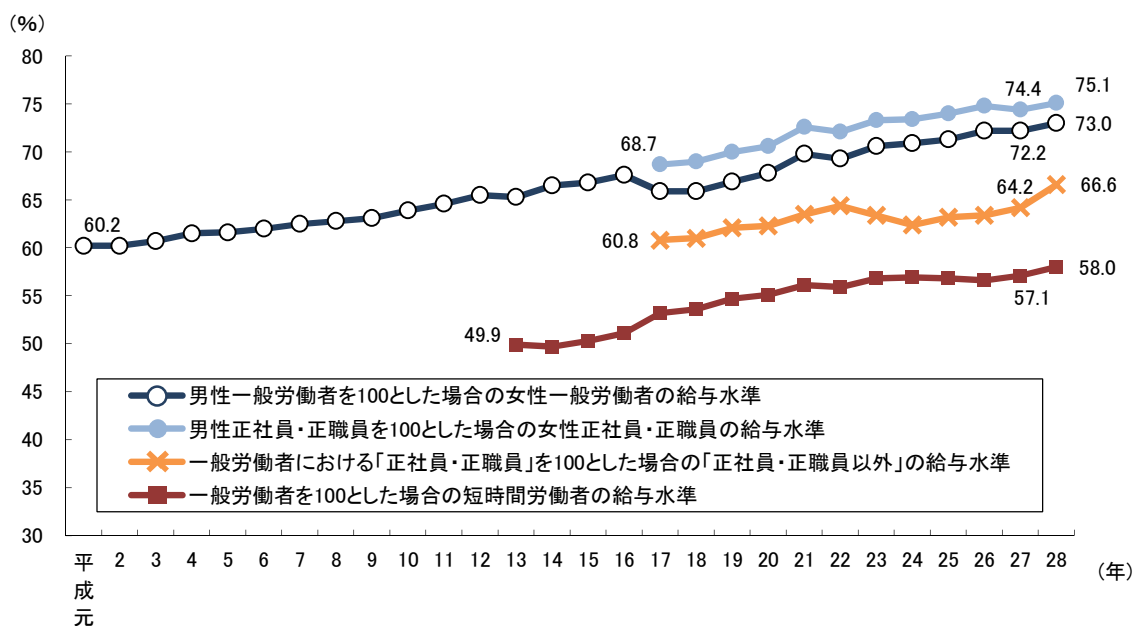
※2 内閣府調査では「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」

資料：平成30年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」

※ハラスメント

嫌がらせや相手を不快にさせる行動のこと。

図 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移（全国）



注1)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2)10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。

3)雇用形態(正社員・正職員、正社員・正職員以外)別の調査は平成17年以降に行っている。

4)一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。

5)正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。

6)短時間労働者とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者。

資料:内閣府「男女共同参画白書」平成29年版

基本施策4 仕事における女性の活躍推進

事業番号	具体的施策	担当課
8	事業所に対する女性活躍の啓発と情報提供 商工会との連携を密にして、市内事業所に対して女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定や認定制度による企業メリットの周知を進め、制度活用を促進します。	商工観光課
9	男女雇用機会均等法など法律や制度に関する情報の提供 事業主や人事労務担当者などに対して、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「働き方改革関連法」などの改正動向を周知します。	商工観光課
10	非正規雇用者の雇用環境の整備 事業主や人事担当者などに対して、「労働契約法」「パートタイム労働法」「労働者派遣法」等関係法令の周知を行い、法令遵守を促します。	商工観光課
11	職場におけるハラスメントの防止 セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※など、あらゆるハラスメントの起こらない職場環境づくりの啓発とともに相談支援体制を周知します。	人事課 商工観光課
12	女性農業者グループの活動支援と女性の就農支援 女性農業者グループの発掘・育成を行い、就農支援を継続します。	農林課
13	女性農業者の経済的自立や経営への参画の促進 女性の農業経営改善計画の認定（認定農業者）支援を行い、女性の認定農業者の増加を図ります。	農林課

基本施策5 女性の就労支援

事業番号	具体的施策	担当課
14	再就職に向けた支援 合同企業説明会、子育て女性の就職相談を実施するほか、商工会と連携し、市内企業の企業見学、体験就労等の実施を検討します。 県主催の女性のための再就職支援講座や相談の情報を周知して、参加を促します。	商工観光課 人権政策課
15	シルバー人材センターにおける女性の就労機会の拡大 シルバー人材センターが介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスの提供体制をつくることについての検討を促します。 育児支援分野のシルバー派遣事業の拡大を支援します。	長寿福祉課

※マタニティ・ハラスメント

働く女性が、妊娠や出産等を理由として不利益取扱いや嫌がらせを受けること。

基本課題3 仕事と生活の調和の促進

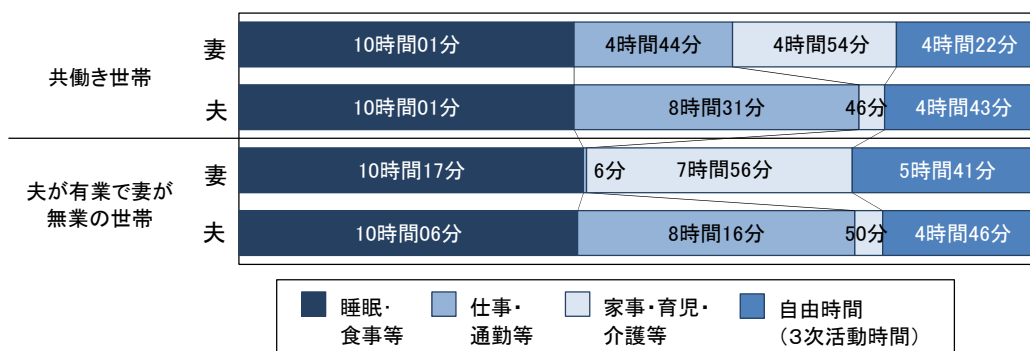
仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものであると同時に、家事・育児、地域での活動なども暮らしに欠かすことができないものです。仕事と生活がバランスよく調和した状態は、暮らしの満足度を高めます。

しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、長時間労働で心身の健康を損ないかねない、仕事と子育てや親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。これらは、働く人々の不安要因となっており、社会の活力の低下や少子化の一因ともなっています。また、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯となっているにもかかわらず、働き方や子育て支援などの社会的基盤がこうした変化に十分対応していません。さらに、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っていることにより、特に子育て期の男女においては、男性は長時間労働、女性は子育てと仕事の両立に負担を感じている傾向がみられます。

夫婦と子どもの世帯における夫の家事時間は、共働き世帯、夫が有業で妻が無業の世帯のいずれにおいても1時間未満となっており、妻との差が大きくなっています。

地域における子育てや介護の基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策や長時間労働是正の働きかけ、男性が家事や育児の知識、経験を身につける機会を提供するなど、多面的に仕事と家庭・地域生活の両立支援を進めます。

図 夫婦の生活時間（全国）



注) 夫婦と子供の世帯のうち「共働き世帯」(夫も妻も有業の世帯)及び「夫が有業で妻が無業の世帯」についての夫と妻の生活時間。
資料: 総務省「社会生活基本調査」(平成 28 年)

基本施策6 行政・企業における両立支援の推進

事業番号	具体的施策	担当課
16	事業所に対するワーク・ライフ・バランスの普及 企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや取組事例の紹介などの情報を発信します。	商工観光課 人権政策課
17	男性への働き方の見直しに関する啓発 業務の効率化などの工夫により、子どもの生まれた男性職員が短期間でも育児休業をとれるよう、庁内の意識改革と実践を推進します。 男女共同参画セミナーや父親対象育児講座などの機会に、男性が長時間労働の軽減や子育て・介護への参画について考えるきっかけとなる情報を発信します。	人事課 人権政策課
18	仕事と子育ての両立のための支援の充実 通常保育、延長保育、一時預かり保育、病児保育、障がい児保育、学童保育、ファミリー・サポート・クラブなどの各事業を推進し、仕事と子育てが両立できる支援の拡充を図ります。	子育て福祉課

基本施策7 男性の家事・育児・介護への参画促進

事業番号	具体的施策	担当課
19	仕事と子育てや介護との両立を可能にする地域力の再生 人権教育学習会等において、地域の子育て力の向上に関する啓発を行います。 サロン活動や住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進して、家族介護者を地域で支える体制を構築するとともに男性が参加しやすい地域のサロン活動を推進します。	人権政策課 長寿福祉課 生涯学習課
20	男性の子育て参加の促進 ペアレンツクラブ（両親教室）、父親対象育児講座、妊娠届出時の個別面談等、男性が育児の知識を得たり、実践する場を提供します。 男女が協力して子育てをすることの意義や効果について啓発します。	健康増進課 人権政策課

目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

私たちは誰もが生まれながらにして、人間らしく生きていく権利を有しています。どのようなときでも人として尊重され、尊厳が保たれる社会であるべきですが、今なお解消されない差別が残っているだけでなく、新たにインターネットのSNSなどによる人権侵害の行為も生まれています。

暴力は、人権侵害の最たるものですが、ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者間の暴力）、デートDV（恋人間の暴力）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為[※]、性犯罪などの被害者の多くが女性であるという実態は、女性をその人格と切り離して性的な対象物とみる意識や男性優位の社会が背景にあるといえます。最近では、JKビジネス[※]、AV出演強要、リベンジポルノ(私事性的画像被害)[※]も社会問題化し、スマートフォンを持つ子どもが増えたことにより被害の低年齢化を招いています。

暴力は、被害者の安心・安全な生活を脅かすだけでなく、その後の人生に大きな影響を及ぼすことがあります。社会全体に、あらゆる暴力を許さないという意識の醸成を図り、被害の予防対策、被害者に対する支援の体制を構築することで、誰もが安心して暮らせる社会づくりが求められます。

また、男女がそれぞれの健康課題を適切に把握し、心とからだの健康を保つことは、生活の質に大きくかかわってきます。なかでも性に関する自己決定は、人が尊厳をもって生きる上で重要な要素であり、人権の視点をもって取り組む必要があります。

ひとり親、性的少数者[※]、高齢者、障がい者、外国人住民などは、様々な困難を抱える場合があります。それぞれの困難の背景や状況が理解され、合理的な配慮や必要とされる支援を受けられなければなりません。

誰もが、性別や年齢、出生やその人のおかれた社会的な状況にかかわらず、どのような場面でも、一人の人間として尊重され、安全で安心な生活を送ることができる地域社会をめざします。

※ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情等の好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい等の行為を繰り返し行うこと。

※JKビジネス

簡単に割高なバイトと偽って女子高校生に性的な行為を強要すること。ストーカーや売春などにつながる場合がある。

※リベンジポルノ(私事性的画像被害)

一般的に交際相手に振られた腹いせに、交際時に撮影したプライベートな写真や動画をインターネットなどを通じて不特定多数に配布、公開する行為。「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」では、男女間の復讐目的以外でもプライベートな写真等を公開した場合は取締りの対象となる。

※性的少数者

生物学的な性(身体的な性別)、社会・文化的な性(行動やふるまい方)、性自認(自分が認識する自己の性別)、性的指向(恋愛対象の性別)、性別表現(自分自身のセクシュアリティの表現方法)など、性(セクシュアリティ)を構成する要素の組合せは多様であり、それらの組合せとして少数派の人を指す。

基本課題4 あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などで男性が被害者になることもあります。被害者の圧倒的多数は女性です。これらの女性に対する暴力の背景には、男性が女性を対等な人間としてみていない性差別意識に加えて、性に基づく固定的な意識や経済力の格差、仕事上の上下関係など、男女のおかれた状況が影響する社会構造的な側面があることから、社会的に解決すべき課題です。

DV防止法の制定を境に、DVに対する社会的な認識が広まり、DV被害者の保護に関しても、暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充、自立支援の強化、適用対象の拡大など一定の制度化と取組が進みました。しかし、根強い性差別意識や男女の社会的地位の格差が解消されなければ、女性に対する暴力は根絶されません。さらに、近年その実態が顕在化しているデートDVを予防するには、子どもの頃からの予防、啓発の取組が必要です。

本市においても、DVに関する相談件数は増加しており、被害者が複雑困難な背景を抱えているケースもみられています。

女性に対する暴力は決して許されないものであるという認識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりを進めます。

本計画のなかに「葛城市DV防止基本計画」を位置づけて、相談対応、被害者保護の対応からさらに踏み込んだ自立支援の取組まで、関係機関との連携を強化し、一層の支援体制の構築を進めます。

表 警察における刑法犯認知件数・相談件数（被害者の状況・全国）

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
強制性交等	認知件数	1,409	1,250	1,167	989	1,109
	うち女性	1,409	1,250	1,167	989	1,094
	女性割合	100.0	100.0	100.0	100.0	98.6
強制わいせつ	認知件数	7,654	7,400	6,755	6,188	5,809
	うち女性	7,446	7,186	6,596	5,941	5,609
	女性割合	97.3	97.1	97.6	96.0	96.6
公然わいせつ	認知件数	1,230	1,226	1,138	962	825
	うち女性	1,156	1,130	1,039	883	750
	女性割合	94.0	92.2	91.3	91.8	90.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	185	198	191	228	239
	うち女性	138	161	144	188	203
	女性割合	74.6	81.3	75.4	82.5	84.9
配偶者からの暴力	相談件数	49,533	59,072	63,141	69,908	72,455
	うち女性	46,252	53,101	55,584	59,412	60,015
	女性割合	93.4	89.9	88.0	85.0	82.8
ストーカー	相談件数	21,089	22,823	21,968	22,737	23,079
	うち女性	19,053	20,391	19,627	20,180	20,381
	女性割合	90.3	89.3	89.3	88.8	88.3
私事性的画像被害※	相談件数		110	1,143	1,063	1,243
	うち女性		99	1,041	979	1,138
	女性割合		90.0	91.1	92.1	91.6

資料：警察庁「平成 29 年の刑法犯に関する統計資料」、警察庁統計資料
 ※プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為。

図 性別 DVにあたる行為の経験

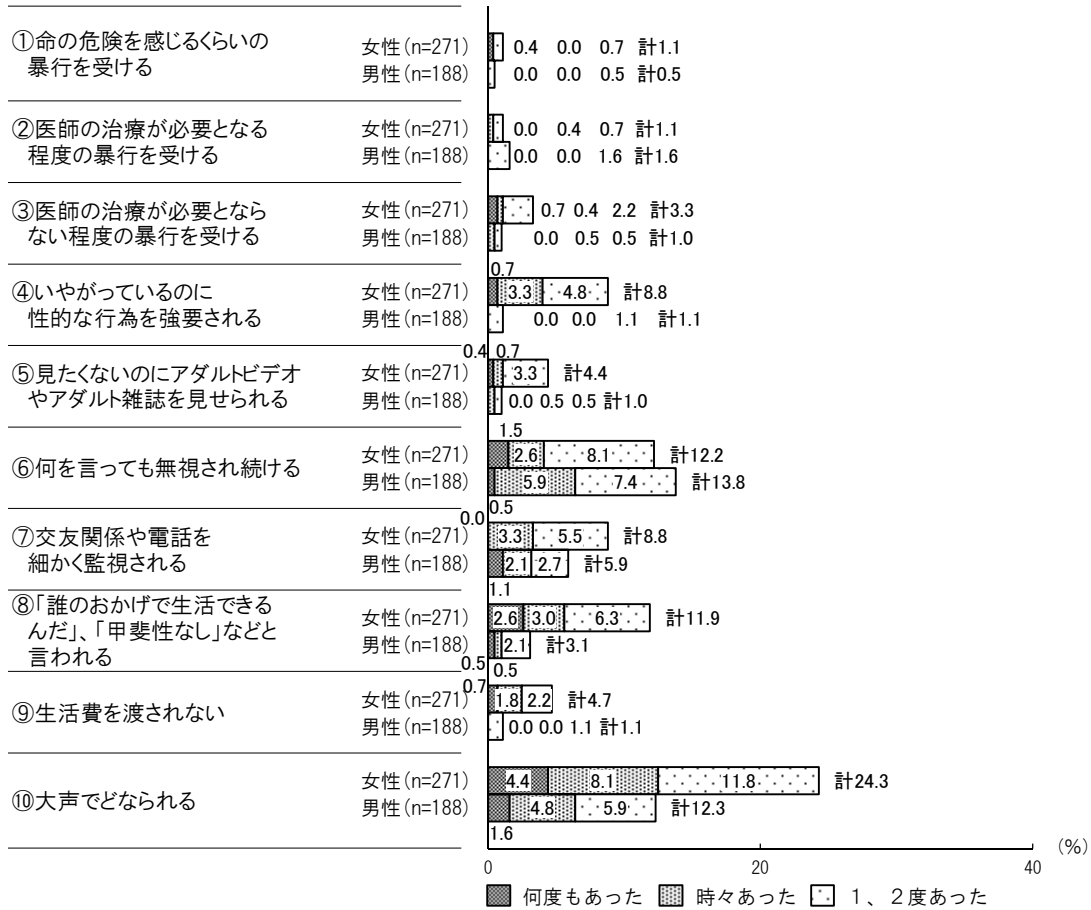
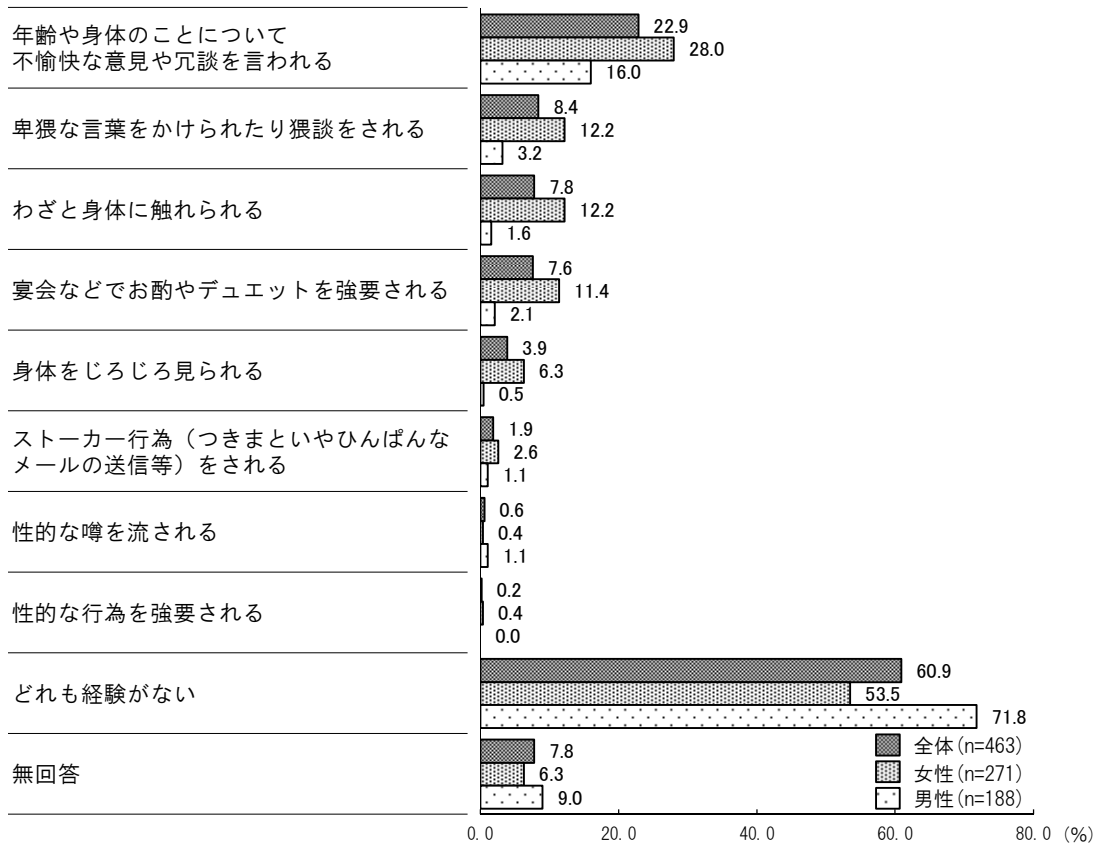


図 性別 セクシュアル・ハラスメント等を受けた経験



資料:平成 30 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」

基本施策8 暴力を許さない意識づくり

事業番号	具体的施策	担当課
21	<p>暴力を許さない社会づくりのための意識啓発</p> <p>女性や子ども、性的少数者などに対する差別や暴力は、重大な人権侵害であるという意識を広めます。</p> <p>DVが起こる背景や被害者の心理などの理解を広める啓発を行います。</p> <p>「DV防止法」や「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「児童買春・ポルノ禁止法」などの女性や子どもの人権を守るための法律や制度について周知します。</p>	<p>人権政策課 こども・若者サポートセンター</p>

基本施策9 女性に対する暴力の防止と被害者支援の充実

事業番号	具体的施策	担当課
22	<p>被害者に対する相談体制の充実</p> <p>被害者が二次被害にあうことのないように、関係するすべての機関が連携を図り、相談しやすい体制を整備します。</p>	<p>関係各課</p>
23	<p>DV被害者支援ネットワークの連携の強化</p> <p>必要に応じてケース検討会議を開くなど庁内の虐待等防止ネットワーク関係各課との連携を強化して、被害者に寄り添う支援を行います。</p> <p>被害者の保護や自立支援に向けて、警察、奈良県中央こども家庭相談センター、一時保護施設、病院など外部のネットワークを強化し、緊急なケースにも迅速に対応できる体制をつくりま</p>	<p>人権政策課 社会福祉課 子育て福祉課 長寿福祉課 健康増進課 こども・若者サポートセンター 市民窓口課</p>
24	<p>セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組の充実</p> <p>学校や地域などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止と相談窓口の周知に取り組みます。</p>	<p>人権政策課 学校教育課</p>
25	<p>デートDV、性暴力被害の予防教育の実施</p> <p>子どもがデートDVの被害者にも加害者にもならないための予防教育に取り組みます。</p> <p>未成年者がねらわれやすい性暴力被害の実態を把握し、子どもの被害を未然に防ぐ対策を講じます。</p>	<p>人権政策課 学校教育課</p>

基本課題5 困難な状況におかれた人への支援

全国と同様に、本市でもひとり親世帯は増加傾向にあり、平成27（2015）年国勢調査によると278世帯で、そのうち母子世帯は9割以上を占めています。一般的に父子家庭の場合は生活面で、母子家庭の場合は経済面での困難を抱えることが多く、いずれの場合もひとり親ゆえの子育ての悩みを抱えています。近年、子どもの貧困が社会問題となっていますが、母子世帯の**相対的貧困率***は、約5割にのぼります。貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、一人ひとりの状況に寄り添う切れ目のない支援が必要となっています。

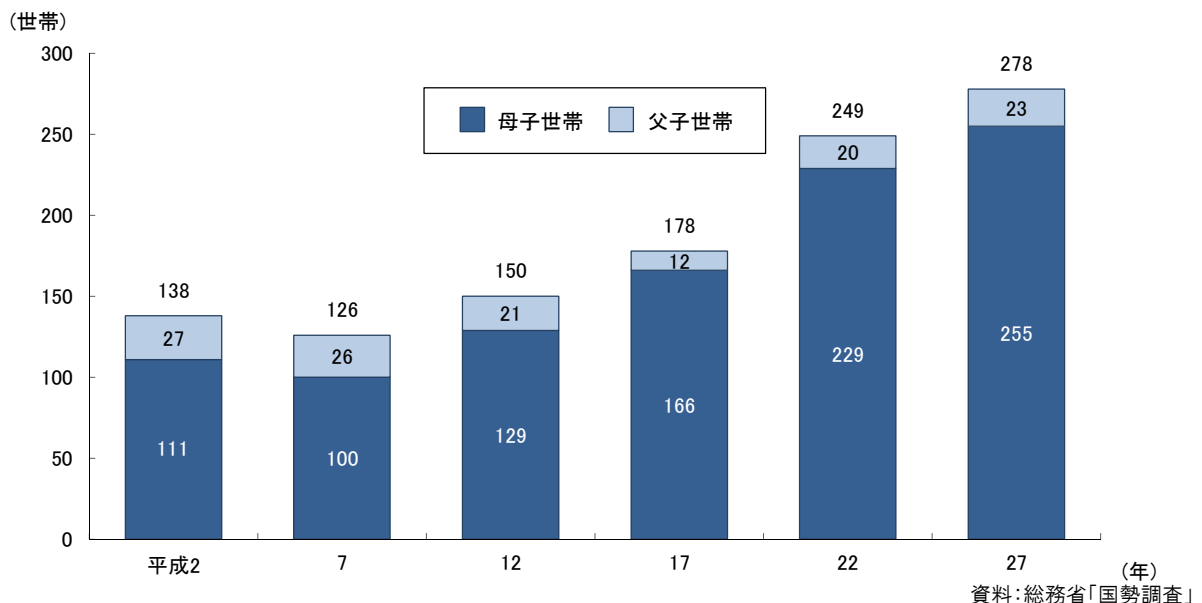
本市では、平成28（2016）年度に、マイナス1歳（妊娠中）から概ね40歳までの市民を対象にしたワンストップ相談窓口として、こども・若者サポートセンターを開設して相談と支援の体制をとっています。

同じ単身高齢者でも男性と女性では、相対的貧困率の差が大きくなっています。高齢期に達するまでの様々な分野における男女のおかれた状況の違いが影響しています。

また、**LGBTQ***をはじめとする性的少数者や障がい者、外国人など複合的に困難な状況におかれている人への配慮が必要です。

人権尊重の観点から様々な困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせるような支援に取り組みます。

図 ひとり親世帯数の推移（葛城市）



※相対的貧困率

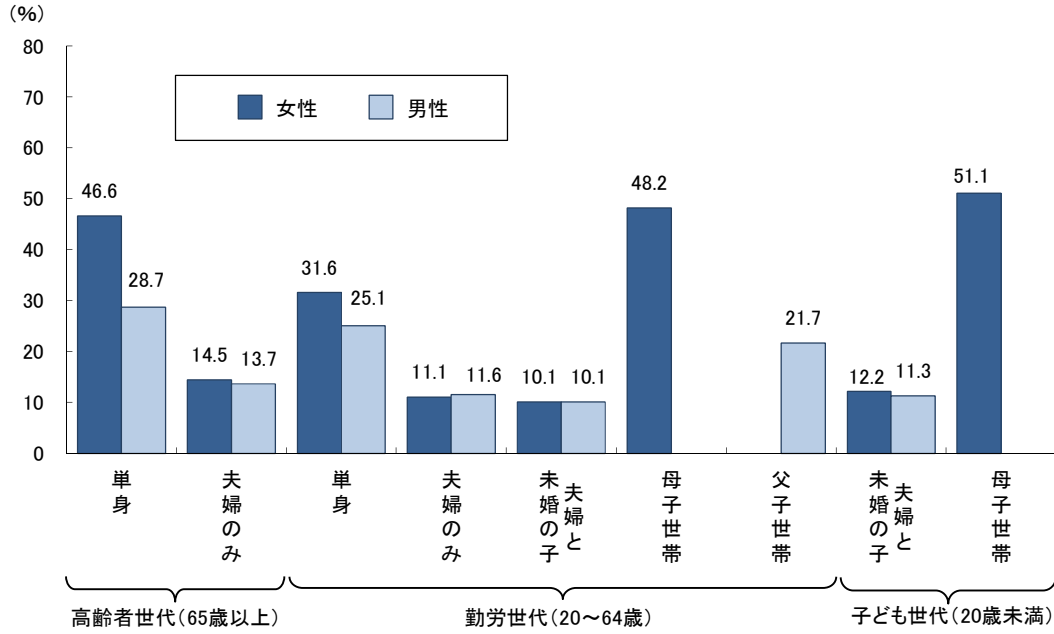
所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

※LGBTQ（エルジービーティーキュー）

L＝レズビアン（女性の同性愛者）、G＝ゲイ（男性の同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）、Q＝クエスチョニング（心の性や恋愛対象の性別がハッキリしない、どちらかに決められない、決めたくない人）

これらの頭文字をとったもので、性的指向や性自認に関して少数派（性的少数者、セクシュアルマイノリティ）である人々を総称する言葉の一つとして使われている。

図 年代別・世帯類型別相対的貧困率（全国）



注1)厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 22 年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。
 2)相対的貧困率は、可処分所得が中央値の 50%未満の人の比率。
 3)調査対象年は平成 21 年。

資料:内閣府「男女共同参画白書」平成 24 年版

基本施策 10 性的少数者への理解と支援の充実

事業番号	具体的施策	担当課
26	性の多様性に関する理解の浸透 性の多様性について学ぶ機会を提供し、性的少数者に対する差別意識の解消に努めます。	人権政策課 学校教育課
27	性的少数者に対する配慮と支援の推進 性的少数者の困りごとを理解し、合理的な配慮と支援を進めます。	人権政策課 学校教育課

基本施策 11 高齢者、障がい者、ひとり親、外国人等への支援の充実

事業番号	具体的施策	担当課
28	母子家庭に対する経済的支援の充実 自立支援と子どもの最善の利益を保障する観点に立ち、生活保護、児童扶養手当等の適正な支給を行います。また、健康保持・増進のため、医療費の一部を助成します。 職業訓練や就労相談の機会を周知し、経済的安定に向けた就労支援を行います。	社会福祉課 子育て福祉課 保険課
29	相談支援体制の周知と充実 こども・若者サポートセンター、地域包括支援センターをはじめとして庁内の相談窓口担当課の連携を強化して、誰一人取り残さない相談支援体制をめざします。 外国人の多言語対応、性的少数者の相談などについては、奈良県、国、民間機関の専門相談窓口との連携を密にして、必要な相談支援に結びつけます。	人権政策課 社会福祉課 子育て福祉課 長寿福祉課 健康増進課 こども・若者サポートセンター
30	情報格差の解消に向けた取組の充実 視覚・聴覚障がい者の情報アクセシビリティ対応に取り組みます。 市のホームページの自動翻訳機能の周知と翻訳しやすい日本語の使用に努めます。	企画政策課
31	国際交流と国際理解の促進 葛城市市民活動支援事業の推進などにより市民の国際交流活動を促進します。 平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な世界を実現するための開発目標」（SDGs）における「ジェンダー平等の達成と女性のエンパワーメント」についての情報発信や学習機会を提供します。	企画政策課
32	消費者被害の防止対策の推進 高齢者や障がい者が被害にあいやすい特殊詐欺や悪徳商法などの被害を未然に防ぐ取組を推進します。 消費生活相談窓口の周知とともに県の消費生活センターと連携して、被害者の支援を行います。	商工観光課

基本課題6 生涯にわたる健康への支援

我が国では、「人生100年時代」ともいわれ、男女の平均寿命は世界最高水準ですが、重要なことは、生涯にわたって心身の健康をできるだけ長く保持することです。また、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相互に人権の尊重と相手への思いやりをもつことは男女共同参画社会形成の前提といえます。

女性は、妊娠・出産期、更年期などに男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)**※の視点をもって、女性のライフステージに応じた健康教育の機会が必要です。

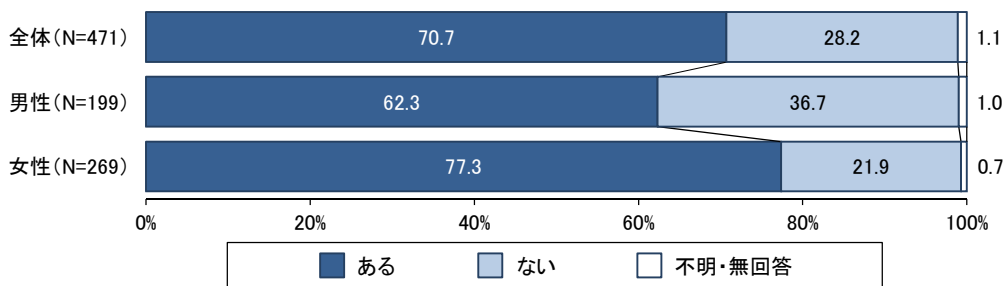
食生活、生活習慣の変化などを背景に、女性特有の疾病である子宮がん、女性に多い乳がん、骨粗しょう症の罹患が増加しています。女性では20歳から40歳代でがんにかかる人の割合が男性と比べて高い傾向にあることから、がん検診受診率の向上に努める必要があります。

ストレスの多い現代社会では、心の健康に問題を抱える人は増えており、うつ病や自殺の増加などが社会問題となっています。心の健康の維持に関して、女性に比べて男性は、ストレス解消方法や相談相手が少ない傾向が調査で明らかになっており、男性の方がストレスを抱え込みやすいことがうかがわれます。

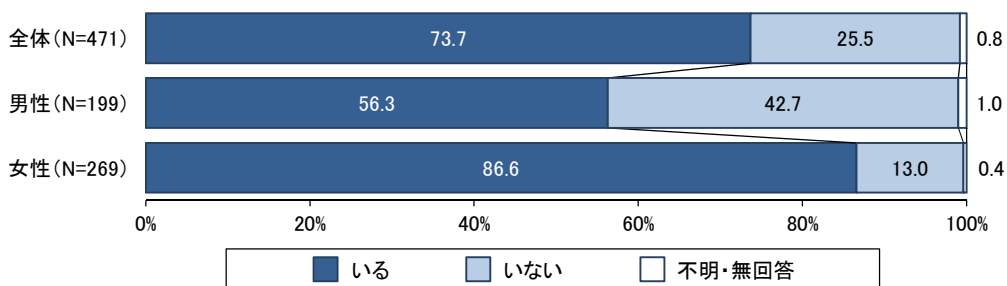
心とからだの健康について正しい知識を身につけ、市民が自ら主体的に健康づくりに取り組むとともに、必要な情報を得て治療方針などを選択できるよう、生涯にわたる健康を支援します。

図 心の健康

【自分なりのストレス解消方法があるか(成人)】



【ストレスで悩んだとき、困ったときに相談相手がいるか(成人)】



資料：平成24年「葛城市健康・生活習慣調査」

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

基本施策 12 生涯を通じた心身の健康保持・増進

事業番号	具体的施策	担当課
33	<p>日常での健康づくりの支援</p> <p>各種健診の受診と健康教室、健康相談を連動させることで、疾病予防の行動変容に結びつけます。</p> <p>健康なからだづくりを推進するために、子どもから高齢者までそれぞれの体力や希望に応じた生涯スポーツの機会を提供します。</p>	健康増進課 体育振興課
34	<p>性差に応じた医療情報の提供</p> <p>県内の医療機関における専門外来の情報提供を行います。</p>	健康増進課
35	<p>心の健康に関する対策の充実</p> <p>心の健康に関する相談窓口の周知を図るとともに、ストレスチェックなど自ら心の健康状態に気づくための情報提供を進めます。</p> <p>こども・若者サポートセンターでの相談やスクールカウンセラー事業に加えて、SNSを活用した相談窓口の設置など悩みを抱えた子どもが相談しやすい体制を検討します。</p> <p>自殺対策計画を策定し、自殺予防の啓発やゲートキーパー※の育成など地域で支え合える体制を築きます。</p>	健康増進課 学校教育課 こども・若者サポートセンター
36	<p>女性特有の病気に対する予防対策</p> <p>乳がんや子宮がん、骨粗しょう症などの病気を予防するための学習機会の提供や検診の充実を図ります。</p>	健康増進課

基本施策 13 健康に関する自己決定の支援

事業番号	具体的施策	担当課
37	<p>心とからだの健康についての自己決定意識の浸透</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発とともに、健康や医療に関する自己決定についての学習機会を提供します。</p>	健康増進課
38	<p>学校における健康教育の充実</p> <p>「命の教育」をはじめとして、思春期における心とからだの健康教育の機会を拡大します。</p>	健康増進課 学校教育課

※ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声をかけて話を聞き、必要な支援につなげて見守る）を図ることができる人。

目標Ⅲ 暮らしの中での男女平等の浸透

「市民意識調査」をみると、前回調査と比べて男女とも「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人が増加しており、性別役割分担意識がうすれている傾向が分かります。しかしその一方で、家庭や職場、地域で男女が平等になっていると思う人よりも、男性の方が優遇されていると思う人の方が多く、社会全体として男性が優遇されていると思う人は約6割となっています。

また、家事や子育てを男女が同じ程度に担うのが理想と思う人も、実際には、多くの場合、女性が家事・育児を担っているのが実態です。

性別役割分担意識や「男らしさ、女らしさ」の意識は、女性が能力を発揮して社会で活躍することを妨げる一方で、男性に対しても弱音を吐けない、強くなければならないといったプレッシャーを与えて精神的な負担を抱え込むことにつながりかねません。

男女にかかわらず、どのような生き方、暮らし方でも選ぶことができ、希望すれば仕事も家庭も両立できる社会になることが、人としての生き方を豊かなものにしてくれます。そのためには、すべての年代において、人権尊重に基づいた男女平等観の形成と男女共同参画意識の醸成が必要となります。

子どもから大人まで、様々な場面において学習機会の提供や啓発活動に取り組みます。

基本課題 7 男女平等意識の浸透

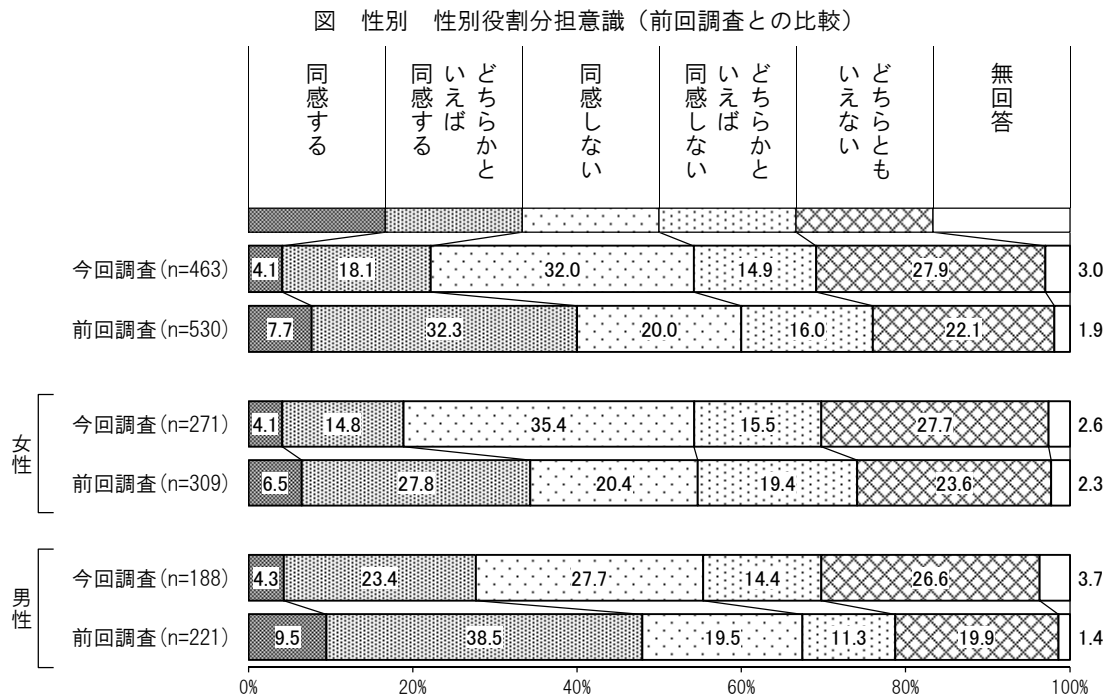
人々の意識のなかに形成された性別に基づく役割分担意識や「男らしさ、女らしさ」で行動やふるまい方を規定する見方は、自分らしい生き方や能力の発揮を妨げることがあります。

「市民意識調査」をみると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は、男女とも肯定的な人よりも否定的な人の割合が高くなっています。女性の社会進出が進み、共働き世帯の増加などの現実が性別役割分担意識の変化をもたらしていると考えられます。

一方で、各分野の男女の地位の平等感をみると、「社会通念・慣習・しきたりなど」では、男性が優遇されていると感じる人の割合が女性で約7割、男性でも約6割となっており、男女の不平等感が根強く残っていることが分かります。

社会のすみずみまで男女平等意識が浸透しなければ、様々な場面で自由な選択を阻害されたり、能力の発揮を阻まれるといったことが起こってきます。

誰もが自分らしい人生を選択し、個性を発揮できるように、様々な機会をとらえて男女平等意識の浸透を図ります。



資料：平成 30 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」

基本施策 14 男女平等意識を高めるための広報・啓発

事業番号	具体的施策	担当課
39	男女平等、男女共同参画意識の啓発 男女共同参画週間をはじめとする様々な機会に、広報誌、市のホームページなどの各種媒体を活用して、男女共同参画の意義を啓発します。 啓発活動の実施にあたっては市民の参画、市民との協働を推進します。	人権政策課
40	男女平等、男女共同参画に関する学習機会の提供 男女共同参画セミナーや講座、校区别学習会の開催などを通して、男女平等、男女共同参画に関する学習機会を提供します。 県や他市町村が行うセミナー等の情報も積極的に提供し、市民の学習機会の拡大を図ります。	人権政策課

基本施策 15 男女共同参画の視点に立った施策立案・実施の推進

事業番号	具体的施策	担当課
41	庁内における男女の人権と男女共同参画意識の浸透 市が実施する事業が男女の人権に留意し、男女平等、男女共同参画の視点に立って行われるよう、職員意識の向上に努めます。	全課
42	公的刊行物における性にとらわれない表現の促進 広報誌や市のホームページ、各種事業の広報物等において男女共同参画の視点に立った表現となるよう留意します。	企画政策課 全課

基本施策 16 男女平等意識に基づく情報学習と情報発信の推進

事業番号	具体的施策	担当課
43	男女平等、男女共同参画に関する情報収集と活用 日本女性会議や県の研修などに参加して、他市町村の先進的取組や民間団体等の活動状況などの情報収集を積極的に行い、事業企画や施策立案に役立てます。	人権政策課
44	メディアと人権に関する学習活動の推進 インターネットによる人権侵害の問題やメディアを通じて送受信する情報を適切に活用できるよう学習機会を提供します。	人権政策課

基本課題 8 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

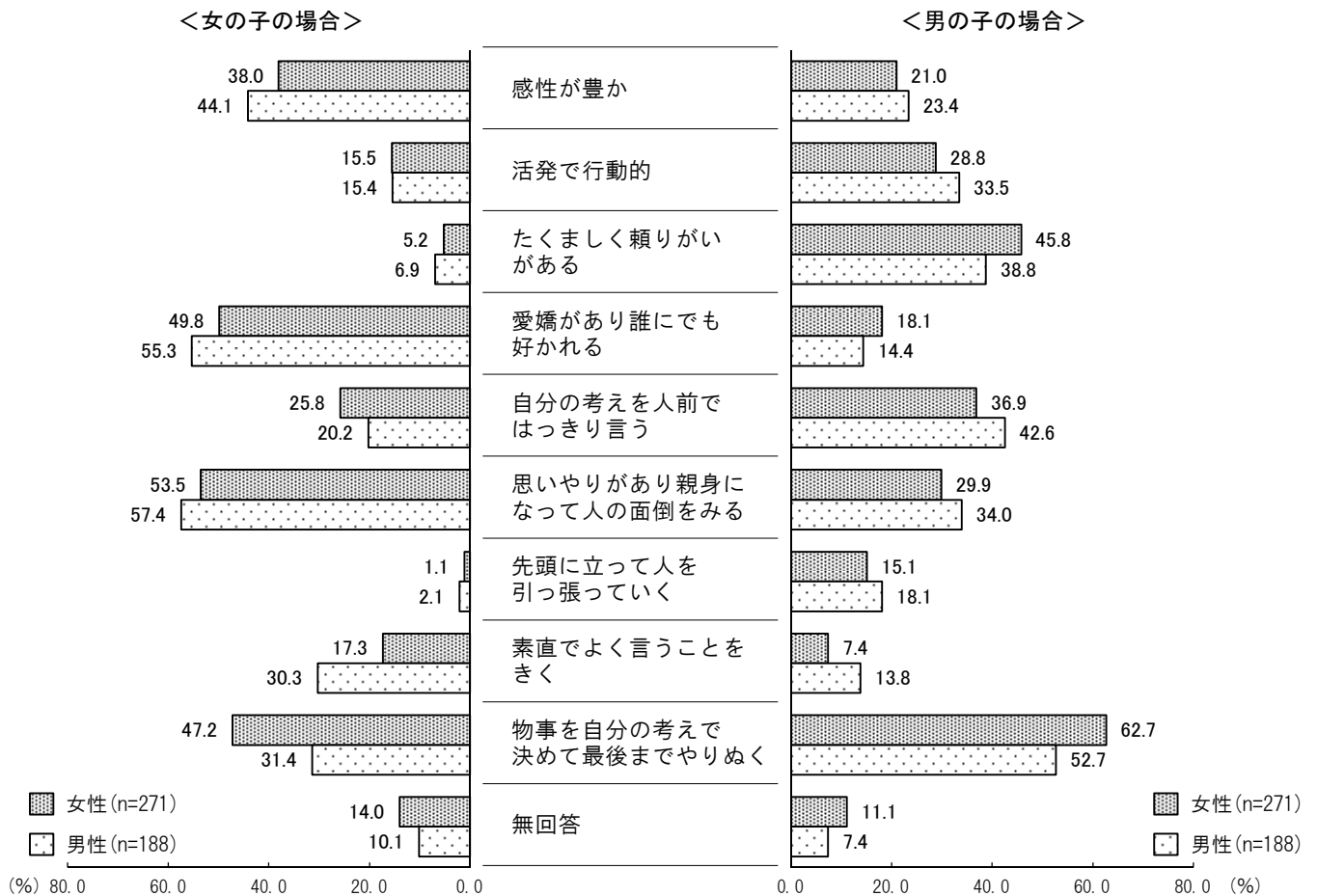
子どもは成長する過程で、家庭、集団、地域、メディアなどから「男らしさ、女らしさ」の意識を身につけます。子どもたちが1日の多くの時間を過ごす教育現場においては、教科指導はもとより行事や生徒指導、進路指導などあらゆる場面で必要以上に男女を区別したり、「男らしさ、女らしさ」を無意識のうちに押しつけていないかを点検し、男女平等の視点に基づいた指導が行われなければなりません。

また、家庭での男女の役割の在り方も子どもたちの「男らしさ、女らしさ」の意識の形成に影響します。「市民意識調査」によると、女の子と男の子に対して期待することの違いがみられ、そうした大人の意識が子どもに影響を与えています。

子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を発揮して、男女が対等に活躍できるように、家庭、学校、地域で行われる教育や学習が、男女共同参画を進める内容となるよう、家庭や地域への啓発とともに、男女平等保育・教育を推進します。

大人に対しても、性別に基づく固定的な見方が生き方を狭めることや、性にとらわれない意識が人生を心豊かなものにするための学習機会を提供します。

図 性別 子どもに期待すること



資料：平成30年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」

基本施策 17 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

事業番号	具体的施策	担当課
45	保育所・幼稚園における男女平等保育・教育の推進 保育士や教員が、子どもに対して無意識に男女で異なる対応をしていないかなどを見直す機会を設けます。	子育て福祉課 学校教育課
46	学校における男女平等教育の推進 人権教育副読本を利用した男女平等教育の展開についての研究・研修を充実します。 あらゆる教育活動を進める上で、人権尊重と性別にとらわれない意識が醸成されるよう、教職員に対する意識づけを徹底します。	学校教育課
47	性別にとらわれない進路指導の実施 生徒一人ひとりの希望や適性に合った進路を本人が主体的に選択できるよう支援します。	学校教育課
48	男女共同参画の視点に立った学校運営体制の推進 学校内における教職員の役割分担が、性別によって固定化されていないかなど学校運営の体制を点検します。	学校教育課

基本施策 18 男女共同参画に関する学習機会の充実

事業番号	具体的施策	担当課
49	地域の学習拠点との連携による男女共同参画の視点に立った学習機会の充実 社会教育の場での学習やPTA活動など、地域における学習の場を活用して、地域や家庭における男女平等意識、実践を学ぶ機会を設けます。	人権政策課 生涯学習課
50	学習に関する機会均等への配慮 ファミリー・サポート・クラブの更なる周知を図ることで援助会員数の増加につなげ、子育て中の市民が講座等へ参加しやすい体制づくりを行います。	子育て福祉課
51	男女共同参画の視点に立った活動グループの育成と支援 市民参画による事業の企画・運営を行うなど、市民のグループ活動につながる取組を検討します。	人権政策課

基本課題9 男女共同参画の視点で行う家庭・地域づくり

「市民意識調査」によると、「社会全体として」男女が平等と感じる女性は約9%で、男性は約19%です。男女の性別役割分担意識に変化がみられるほどには、平等感の変化はみられません。

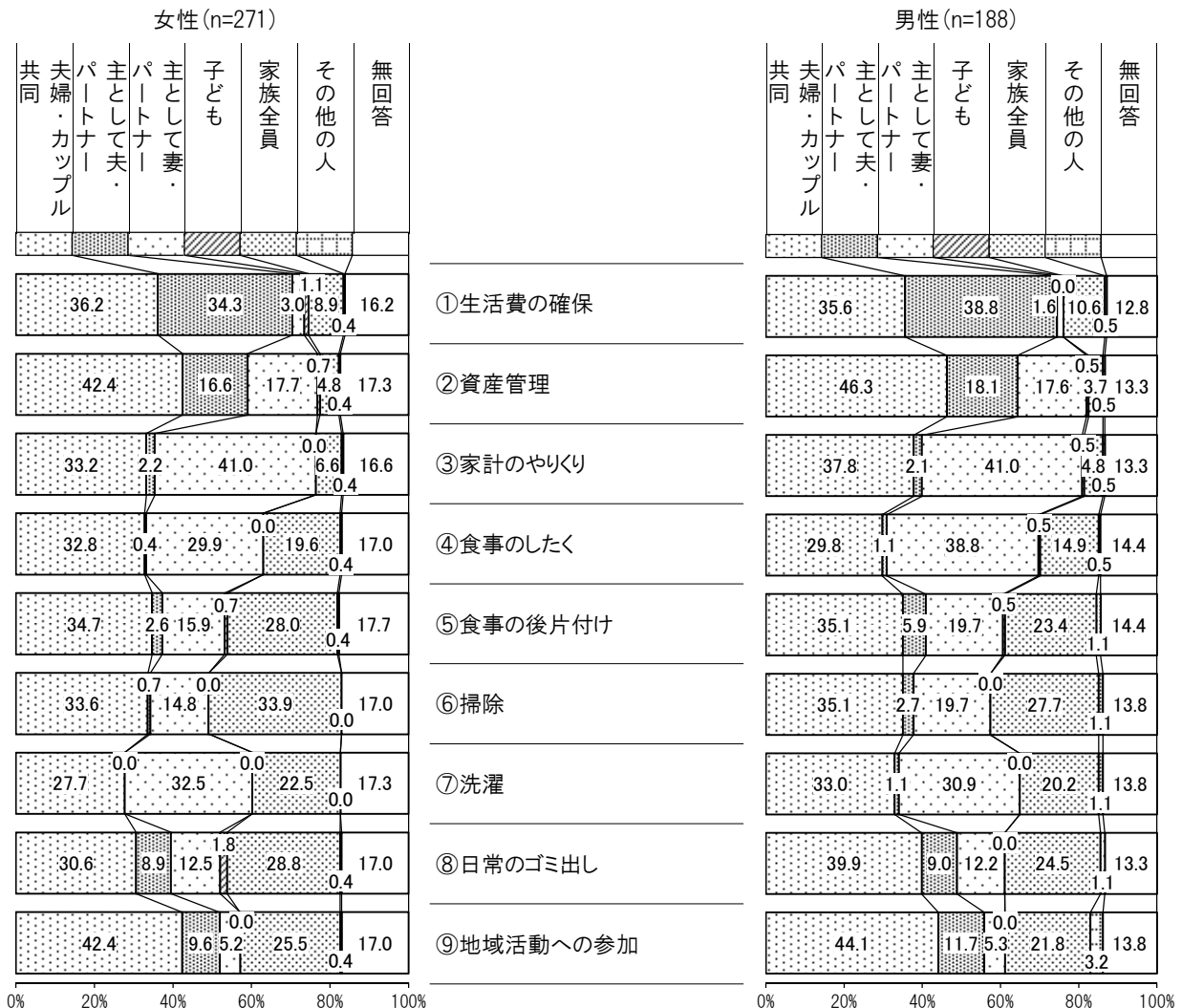
また、家庭での役割分担では、食事づくりをはじめとする家事について、夫婦・カップル共同または家族全員で行うのが理想と思う人は5～6割ですが、実際には妻が担っている家庭が多くを占めています。

少子高齢化が進むなかで、社会の活力を維持するためには、家庭生活はもとより市民が主体的に行う地域活動や社会活動においても男女が対等な立場で協力し合う、男女共同参画の視点が必要です。

諸外国に比べて我が国の男性の家事・育児時間は極めて短く、その背景には子育て世代の男性の長時間労働に加えて、性別役割分担意識が影響していると考えられます。

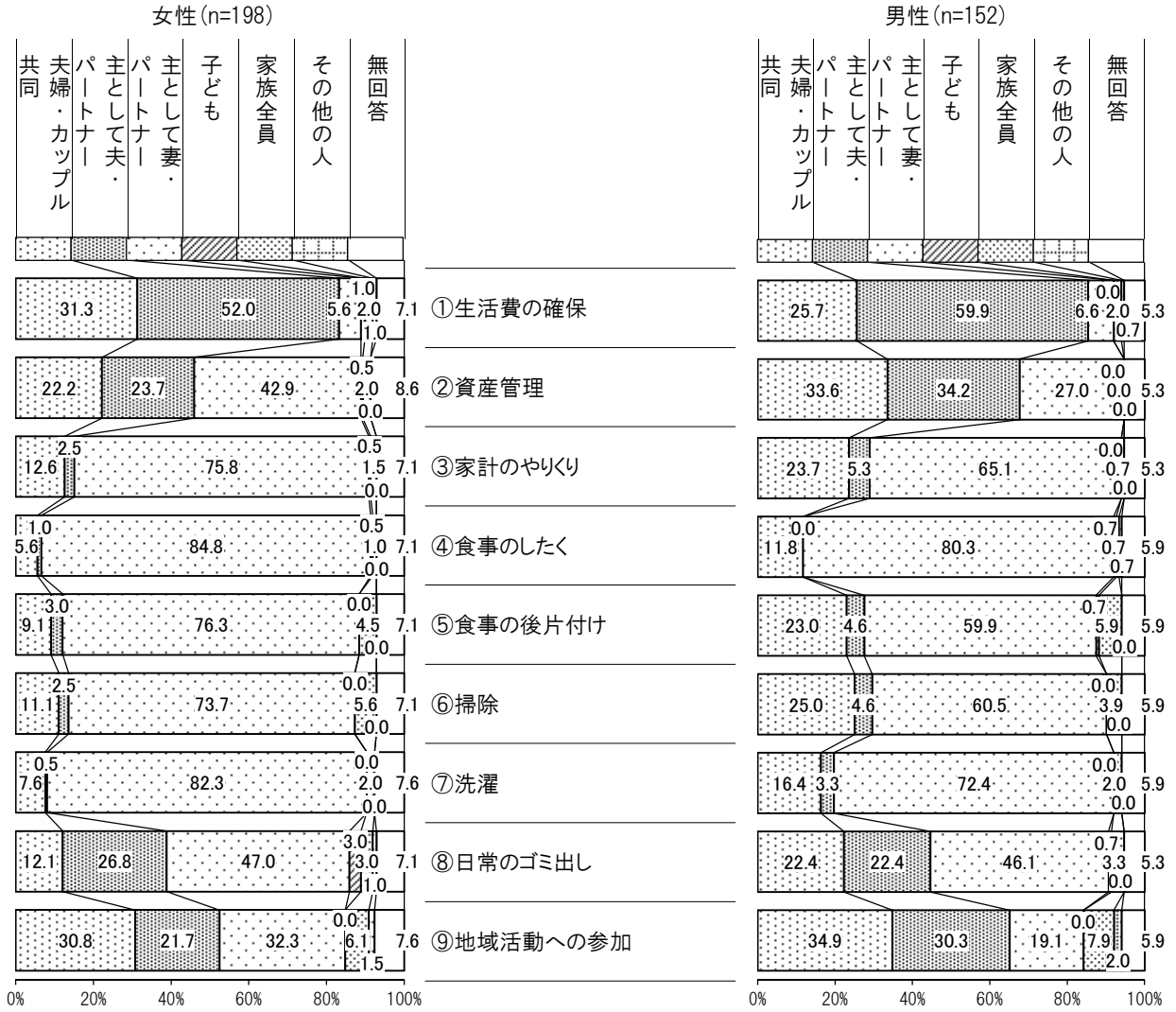
男女の役割を固定的にとらえる見方を払拭して、家庭生活、地域活動を男女がともに担う意識の浸透を図り、対等な参画により活力のある地域社会づくりを進めます。

図 性別 理想とする家庭での役割分担



資料：平成30年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」

図 性別 実際の家庭での役割分担



資料:平成 30 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」

基本施策 19 男女で支え合う家庭づくりの促進

事業番号	具体的施策	担当課
52	男女が共同して担う家庭責任についての啓発 男女が共同で家庭運営を行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。	人権政策課 関係各課
53	男性の生活力向上のための学習機会の提供 男性のための家事・子育て・介護などの実践講座を開催します。	関係各課
54	子育て不安解消のための支援 BP プログラムからつながる子育てサークルの育成による仲間づくり、父親対象育児講座などにより子育ての孤立防止を図ります。 乳幼児健康相談や健診などにおいて、きめ細かな相談支援を行います。	子育て福祉課 健康増進課

基本施策 20 男女で取り組む地域活動の促進

事業番号	具体的施策	担当課
55	異世代のふれあい交流 シニアの技能・経験・知識を活かせるよう、異世代のふれあい交流の機会を提供します。 学校・地域パートナーシップ事業を通じて、学校・地域・家庭がつながることで、子どもの育ちと親支援に結びつけます。	子育て福祉課 長寿福祉課 生涯学習課
56	男女共同参画の視点に立った慣行などの見直し 機会あるごとに地域の行事などが男女共同参画の視点に立って行われるよう促します。	企画政策課 関係各課
57	男女共同参画の視点に立った地域活動・市民活動の促進 男女が協力して活動する市民活動団体の立ち上げ支援を行うことで、市民活動の活性化を図ります。	企画政策課
58	男女共同参画の視点に立った地域防災の実施 女性防災士の育成、女性消防団活動の推進などにより、地域防災に参画する女性の増加を図ります。 地域防災計画に従って、災害時の避難所開設・運営において女性、障がい者、高齢者、乳幼児を連れた母親などへ配慮します。	生活安全課

計画の推進

1 総合的な推進体制の整備・充実

本計画の目標を達成するためには、広範かつ多岐にわたる具体的施策を総合的、効率的に進めていかなければなりません。

庁内の推進体制を整備し、行政各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

そのためには、施策を推進する職員自身が男女平等・男女共同参画の視点を養い、男女が等しくその能力を發揮できる職場づくりに努めます。

2 関係機関、市民、NPOなどとの連携・協働

男女の人権尊重や男女共同参画の意識づくりは、市民一人ひとりが自分自身にかかわることとして主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。

そのため、市が直接行う施策だけでなく、関係機関、民間団体、事業所、市民などがそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することを促します。

また、市はできる限り、関係機関、市民、事業者、市民活動団体などと連携・協働しながら施策を展開します。

3 男女共同参画施策の進行管理、評価の推進

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、本市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。

そのために、その基礎資料となる各種統計や調査結果の収集を行います。また、計画の進捗状況を測る指標を設定して、定期的に現状把握を行います。

計画の進行管理については、「葛城市男女共同参画推進協議会」を設置し、進捗状況の評価や課題の検討を行うことで、計画の実効性を高めます。

4 計画推進のための指標

指標項目	第1次計画		第2次計画
	目標値	現状（2018年度）	目標値（2028年度）
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民意識の割合	50%を超える数	女性 50.9% 男性 42.1% (2018年意識調査)	男女ともに 80%
男女の地位の平等感 「『社会全体』で平等である」と答える人の割合	50%を超える数	女性 8.9% 男性 18.6% (2018年意識調査)	男女ともに 50%
審議会等への女性登用率	40%	22.7%	40%
市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	30%	11.1%	30%
市男性職員の育児休業取得者数の割合	10%	0%	10%
市職員研修の開催回数	年間4回 ・新規採用 ・全職員	年間1回	年間2回

資 料

1. 計画策定の経過

年月日	実施項目	内容
平成 30 年 7 月 12 日～31 日	男女共同参画社会づくりに向けての 市民意識調査実施	調査対象 住民基本台帳から無作為抽出した 満 20 歳以上の男女市民 1,000 人
8 月	意識調査整理・集計・分析	意識調査の集計・分析・報告書作成 調査結果を国・県と比較・分析、表・ グラフ作成
8 月 29 日	第 2 次葛城市男女共同参画基本計画 第 1 回策定協議会	(1) 男女共同参画社会づくりに向けての 市民意識調査項目の概要及び調査結 果報告について (2) 統計データ等による課題の検討につ いて (3) 計画骨子案の検討について (4) 今後のスケジュールについて
10 月 16 日～22 日	庁内男女共同参画状況調査 庁内関係課ヒアリング調査	庁内における男女共同参画の状況調査 関係課における計画の進捗状況と課題の 整理
11 月 13 日	第 2 次葛城市男女共同参画基本計画 第 2 回策定協議会	(1) 庁内ヒアリング結果報告 (2) 計画素案の検討 (3) 今後のスケジュールについて
11 月～12 月	庁内調整	庁内関連部署への意見聴取
平成 31 年 1 月 11 日～31 日	パブリックコメント	市のホームページに素案掲載 資料冊子（素案）の閲覧 6カ所
2 月 12 日	第 2 次葛城市男女共同参画基本計画 第 3 回策定協議会	(1) パブリックコメント結果報告 (2) 基本計画（案）最終審議・検討

2. 葛城市男女共同参画基本計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 葛城市における男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画基本計画を策定するために、葛城市男女共同参画基本計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画策定に関すること。
- (2) 必要な資料の収集及び調査に関すること。
- (3) その他、目標達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部人権政策課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

3. 第2次葛城市男女共同参画基本計画策定協議会委員 所属団体

(順不同)

所属	備考
市議会	会長
市校長会	副会長
人権擁護委員	
民生児童委員連合会	
P T A協議会	
地域婦人団体連絡協議会	
ボランティア連絡協議会	
保育園保護者会	
商工会	
防災士会	
人権教育関係者	

4. 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に
おける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に
おける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に
おける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該

住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとって、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的

に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の

数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消

すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方

法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託

がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7. 世界・国・奈良県・葛城市の動き

西暦 (年号)	世界	国	■奈良県 ●葛城市
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	●「葛城市男女共同参画基本計画」策定 ■「女性の就業等意識調査」実施
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	
2011年 (平成23年)	・UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足		■課の名称を「くらし創造部男女共同参画課」から「健康福祉部こども・女性局女性支援課」に変更
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	
2013年 (平成25年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「ストーカー規制法」改正	
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「次世代育成支援対策推進法」改正	■「女性の社会参加に関する意識調査」実施
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)(ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	■「女性の活躍促進会議」設置
2016年 (平成28年)	・第60回国連婦人の地位委員会「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」合意結論	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「ストーカー規制法」改正	■「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)」策定 ■課の名称を「女性支援課」から「女性活躍推進課」に変更
2017年 (平成29年)	・第61回国連婦人の地位委員会「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」合意結論	・「育児・介護休業法」改正	■「なら女性活躍推進倶楽部」設立 ■「奈良県女性活躍推進宣言」
2018年 (平成30年)	・第62回国連婦人の地位委員会「農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」合意結論	・「政治分野における男女共同参画推進法」成立	●「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2019年 (平成31年)			●「第2次葛城市男女共同参画基本計画」策定

第 2 次葛城市男女共同参画基本計画

2019 年 3 月

葛城市人権政策課

奈良県葛城市柿本 166 番地

TEL : 0745-69-3001 FAX : 0745-69-6456